

下 諏 訪 町
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

下 諏 訪 町

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するというのが時代の要請、社会の役割となっています。

こうした中、当町では、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「下諏訪町次世代育成支援地域行動計画」を策定するとともに、平成 22 年には「下諏訪町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけではなく、「社会の宝」「将来の夢」である次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきました。

この度、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援のニーズを反映した「子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年度から期間を 5 年間と定め策定いたしました。

これを機に、第 6 次下諏訪町総合計画に掲げる「みんなで支えあうゆとりのまち」を目指して、明るく活気のある下諏訪町を築き上げていく子どもたちの育成にあたり、家族や地域ぐるみで子育て支援が行われ、喜びや感動に満ちた生活を送ることができるまちづくりを推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「下諏訪町子ども・子育て会議」の皆様はじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などに御協力いただきました皆様にご心からお礼申し上げます、町民の皆様のごより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

下諏訪町長 青木 悟

もくじ

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	3
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状	4
1 統計データからみた子育て家庭の状況	4
2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況	17
3 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の目標事業量の達成状況	25
第3章 計画の基本方針	26
1 計画の基本理念	26
2 計画の基本的な視点	26
3 計画の体系	28
第4章 計画の内容（基本施策と個別事業）	29
基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり	29
基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり	33
基本目標3 次世代を担う心身ともにたくましい人づくり	45
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	50
第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策	54
1 教育・保育提供区域の設定	54
2 幼児期の学校教育・保育事業	54
3 地域子ども・子育て支援事業	58
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	65
第6章 計画の推進に向けて	66
1 計画の推進体制	66
2 計画の進捗管理	66
資料編	67
下諏訪町子ども・子育て会議条例	68
下諏訪町子ども・子育て会議委員名簿	68
下諏訪町子ども・子育て支援事業計画策定経過	69

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化という単語が一般的に使われているように、現在の日本は子どもの数が減少し、高齢者が増加し続けており、大きな社会問題となっています。合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、平成24年に1.41と、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率である2.07に及びません。一方で、平成25年の高齢化率が25.1%と、約4人に1人が高齢者という時代に突入しました。（「人口動態調査」、「全国人口の再生産に関する主要指標：2012年」、「人口推計」より）このままでは、人口の少ない子どもの世代が、人口の多い高齢者のために、将来重い負担を負わなければならなくなると予想されています。

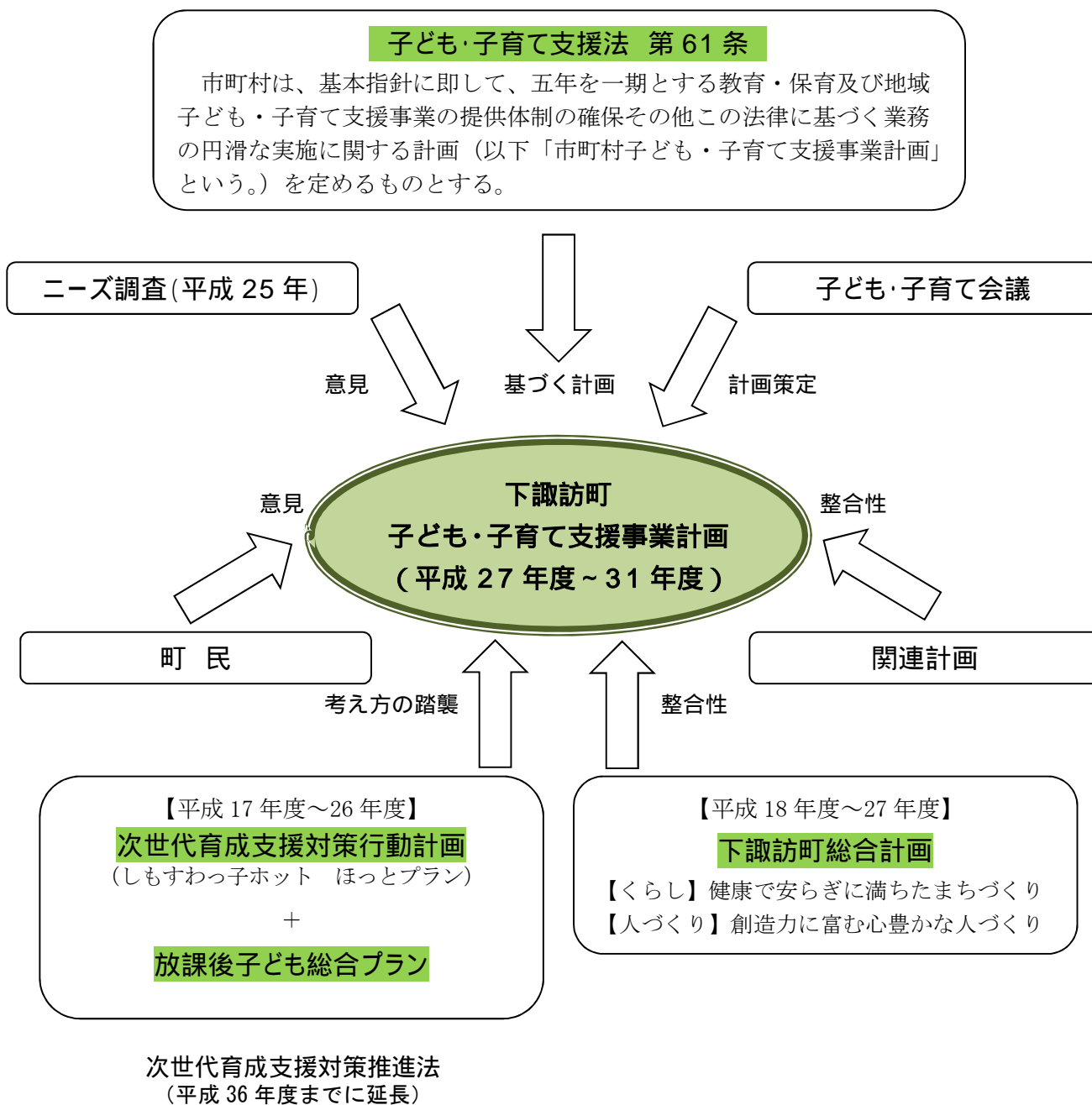
少子化の進行の理由としては、晩婚化や女性の社会進出、結婚や出産に対する意識の変化等が挙げられますが、大きな理由の1つとして子育てをする環境が整っていないことがあります。保育施設の不足による待機児童の増加、職場の理解のなさを理由とする就労の難しさ、子育てにかかる費用と経済状況の関係、地域におけるつながりの希薄化による親の孤独等、子育てをする上での環境が不十分であったり、支援が足りていなかったりします。このような状態では、安心して子どもを産んだり、育てたりできず、結果的に合計特殊出生率が低迷していると思われれます。

平成2年に合計特殊出生率が1.57と、それまで最低であった1.58（昭和41年の丙午）を下回ったことをきっかけに、国は少子化対策に力を入れてきました。しかし、大きな改善はみられず、現在も少子化が進行している状況です。

この状況を打破するために、平成24年に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」を成立させました。これにより、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行する運びとなりました。また、この新制度は、すべて子育ての第一義的責任は親にあることを前提として、支援を進めていくためのものです。この新制度により、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、家庭や地域での子育て力の向上、待機児童の解消に取り組み、安心して子育てができる環境を整えていくこととなります。

本町では、平成22年より『次世代育成支援対策行動計画（平成22～26年度）』に沿って、子どもやその親に対する支援を行ってきました。しかし、今回新たな法律や制度の施行を受け、『子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）』を策定し、現況に合った子ども・子育て支援を行っていくこととしました。

2 計画の性格・位置づけ

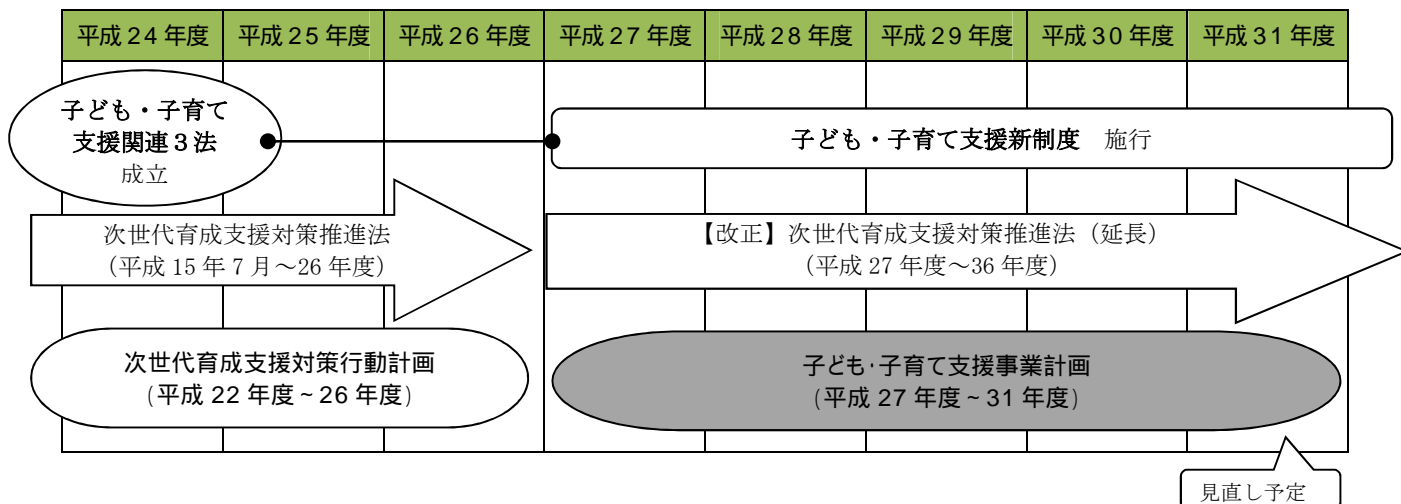


※本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法で定義されている『十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者』とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

ただし、法令の改正等、子ども・子育て支援に関する状況や環境の変化に伴い、適宜見直しを行います。



4 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画で確保を図るべき教育・保育 その他の子育て支援の“量の見込み”を算出するため、小学生低学年までの児童を持つ保護者を対象に、教育・保育 その他の子育て支援に関する“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握することを目的にニーズ調査を実施しました。

(2) 下諏訪町子ども・子育て会議による協議・検討

本計画の策定にあたっては、住民の幅広い意見を集約できるよう、知識経験者のほかに福祉分野、保健分野の関係者、地域団体などで構成する「下諏訪町子ども・子育て会議」において、計画の策定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く町民より意見を募り計画への反映に努めるため、パブリックコメントを実施しました。

【パブリックコメントの実施期間と方法】

実施期間：平成 26 年 12 月 24 日～平成 27 年 1 月 23 日

意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール

提出された件数：5 件（1 人）

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

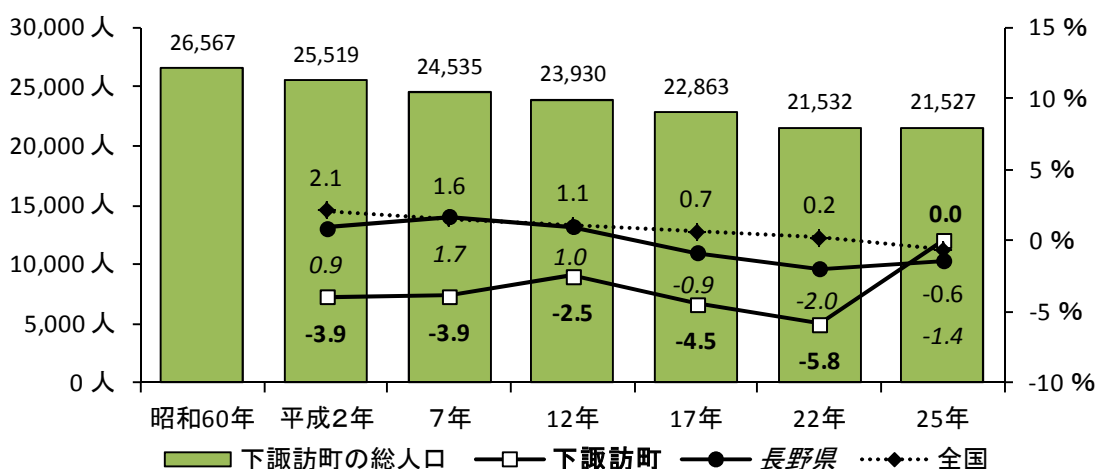
1 統計データからみた子育て家庭の状況

1 人口・世帯の状況

人口の動向

国勢調査と住民基本台帳にみる本町の総人口は、わずかずつ減少し続けています。平成25年10月1日現在の総人口は21,527人で、伸び率は、5年毎にみる国勢調査では、平成22年で最も低く、-5.8%と大きな減少になっています。これに対し、全国の伸び率にはマイナスはみられず、長野県ではマイナスがみられるものの、そのマイナス幅は小さい値となっており、本町の人口減少率が高いことがうかがえます。

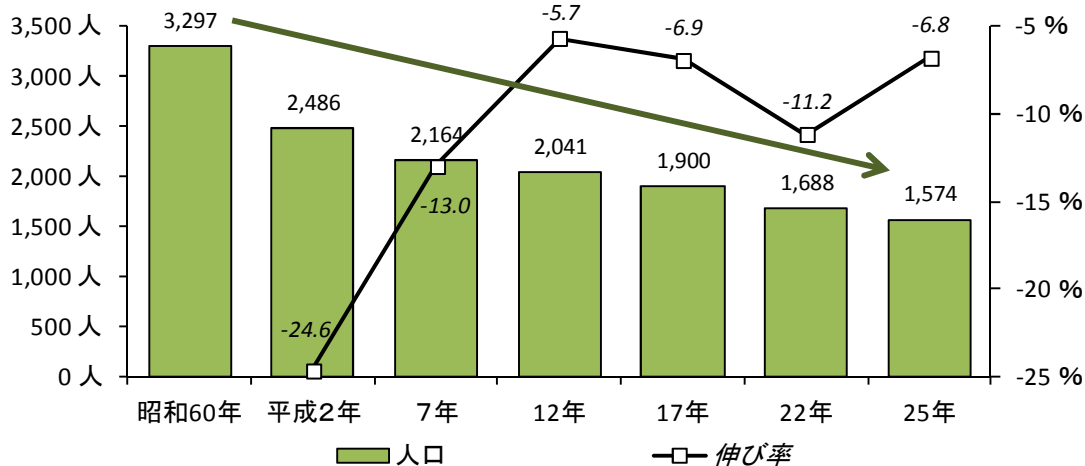
【総人口と伸び率の推移】



資料：「国勢調査」、平成25年は「住民基本台帳」10月1日現在

近年の小学校低学年以下の0～9歳児人口推移をみると、減少傾向は顕著で、特に昭和60年から平成2年の減少が著しく、伸び率は-24.6%となっています。さらに、平成12年から22年までの10年間は、減少が大きくなり、平成25年では、昭和60年のおよそ半数となっています。

【0～9歳 人口と伸び率の推移】



資料：「国勢調査」、平成25年は「住民基本台帳」10月1日現在

人口構成

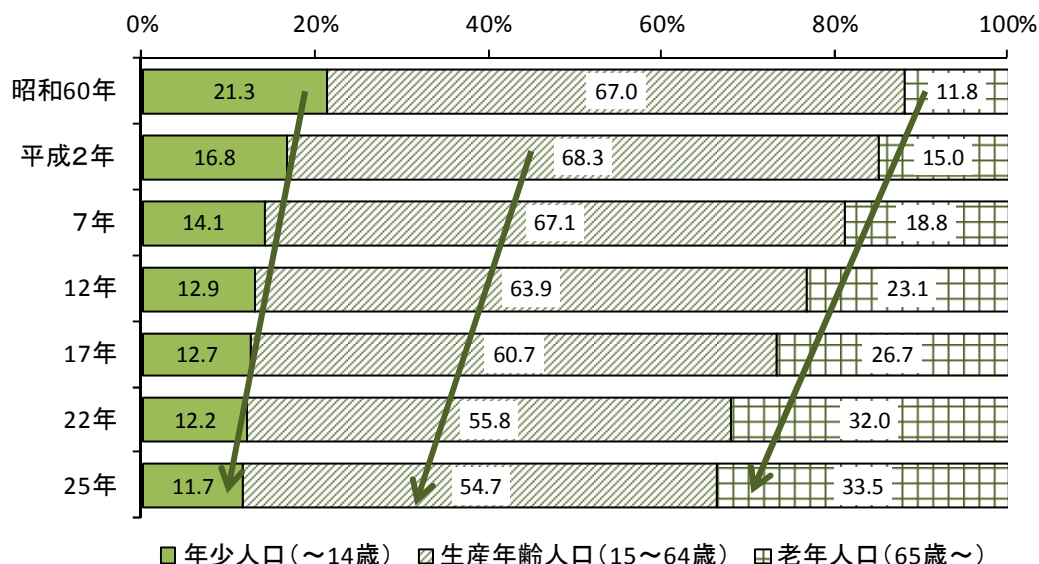
平成 25 年 10 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口比率は、0～14 歳の年少人口が 2,528 人 (11.7%)、15～64 歳の生産年齢人口が 11,782 人 (54.7%)、65 歳以上の老年人口が 7,217 人 (33.5%) となっています。

年少人口の構成比が減少し続けているのに対し、65 歳以上の老年人口は増加し続けており、平成 7 年以降は老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、本町においても少子高齢化が急速に進行していることがうかがえます。これは全国的、また長野県の割合をみても同様の傾向ですが、年少人口および生産年齢人口の割合は、全国よりも低い水準で推移しており、老年人口の割合は高い推移となっています。長野県と比べても、およそ近年 15 年の範囲では、老年人口の占める割合が高い水準での推移となっています。

【年齢 3 区分別人口構成比の推移 (全国・長野県との比較)】

区分		昭和 60 年	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	25 年
下諏訪町	0-14 歳 (%)	21.3	16.8	14.1	12.9	12.7	12.2	11.7
	15-64 歳 (%)	67.0	68.3	67.1	63.9	60.7	55.8	54.7
	65 歳以上 (%)	11.8	15.0	18.8	23.1	26.7	32.0	33.5
長野県	0-14 歳 (%)	20.9	18.2	16.2	15.1	14.4	13.8	13.3
	15-64 歳 (%)	65.5	65.7	64.8	63.4	61.8	59.7	58.4
	65 歳以上 (%)	13.6	16.1	19.0	21.5	23.8	26.5	28.3
全国	0-14 歳 (%)	21.5	18.2	16.0	14.6	13.8	13.2	12.9
	15-64 歳 (%)	68.2	69.7	69.5	68.1	66.1	63.8	62.1
	65 歳以上 (%)	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	25.1

【年齢 3 区分別人口構成比の推移】



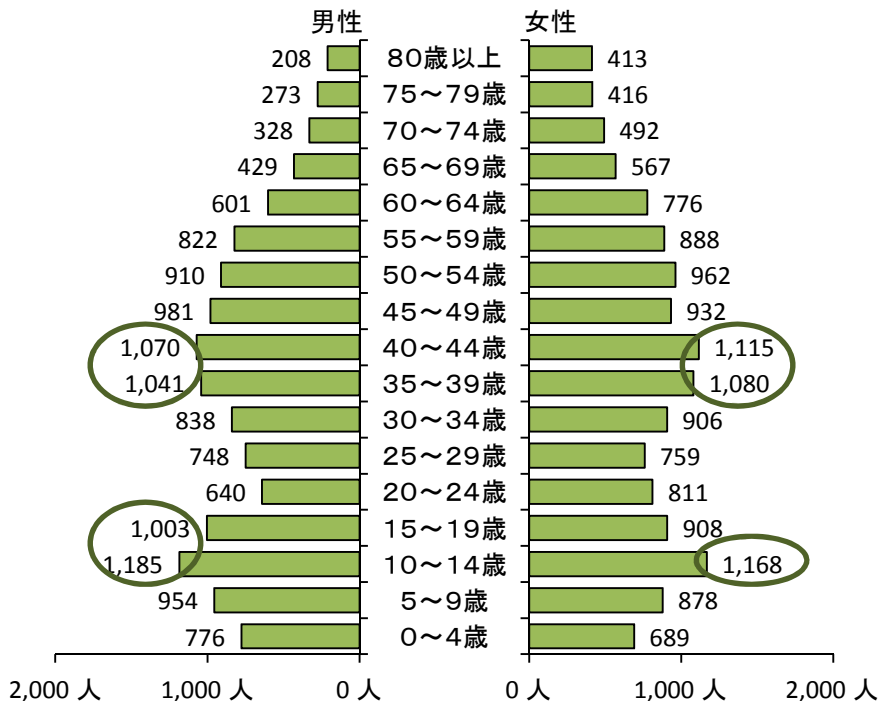
資料：「国勢調査」、平成 25 年は「住民基本台帳」10 月 1 日現在

【第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状】

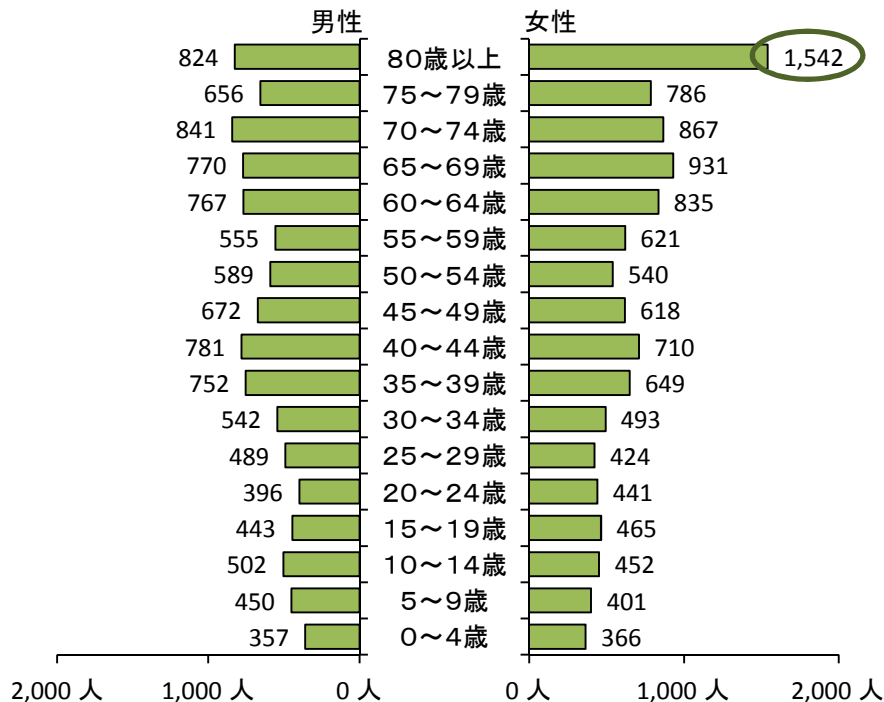
また、5歳階級別の人口をみると、昭和60年では、第一次ベビーブーム（昭和22～24年生まれ）、その子ども世代の第二次ベビーブームで多く、年齢が上がるほど少なくなり、グラフでも上部にあがるほど萎んだ形になっています。

一方、平成25年には、80歳以上の女性が著しく多く、以下、昭和60年で表記した第一次、第二次ベビーブーム期でやや多く、昭和60年と反対に10歳以下で萎んでいる、いわゆる「変形つぼ型」の構成になっています。

【5歳階級別・性別の人口（昭和60年）】



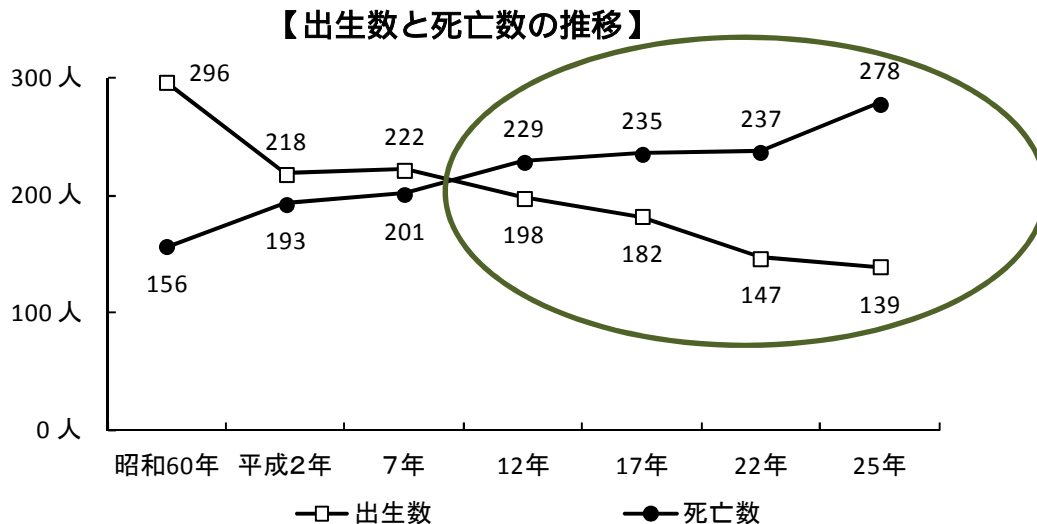
【5歳階級別・性別の人口（平成25年）】



資料：（昭和60年）「国勢調査」・（平成25年）「住民基本台帳」

人口動態

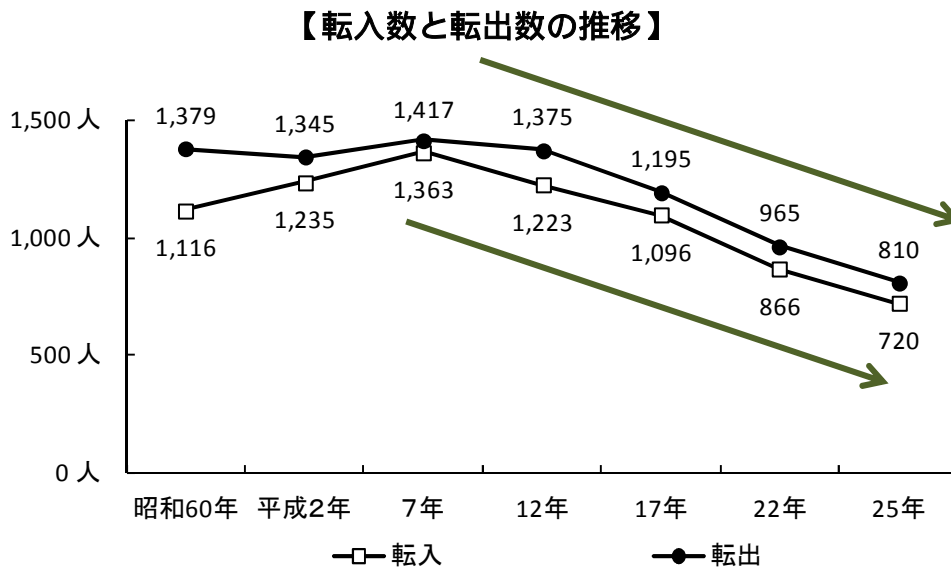
出生数と死亡数の推移をみると、出生数は減少傾向にあるのに対し、死亡数が増加しており、平成7年から12年で逆転しています。このため、自然動態は、平成12年から減少に転じており、その減少傾向は顕著で、平成25年には100人を超える減少になっています。



資料：「長野県毎月人口異動調査」、平成25年は「住民基本台帳（年度分）」

社会動態

転入数と転出数の推移をみると、いずれも平成7年がピークで、以降は同水準で減少傾向となっています。ただし、いずれの年も転出数が転入数を上回っているため、社会動態はいずれもマイナス値となっています。特に昭和60年の減少が-263人と大きく、平成12年も150人を超える減少で、それ以降も90人台での減少が続いています。



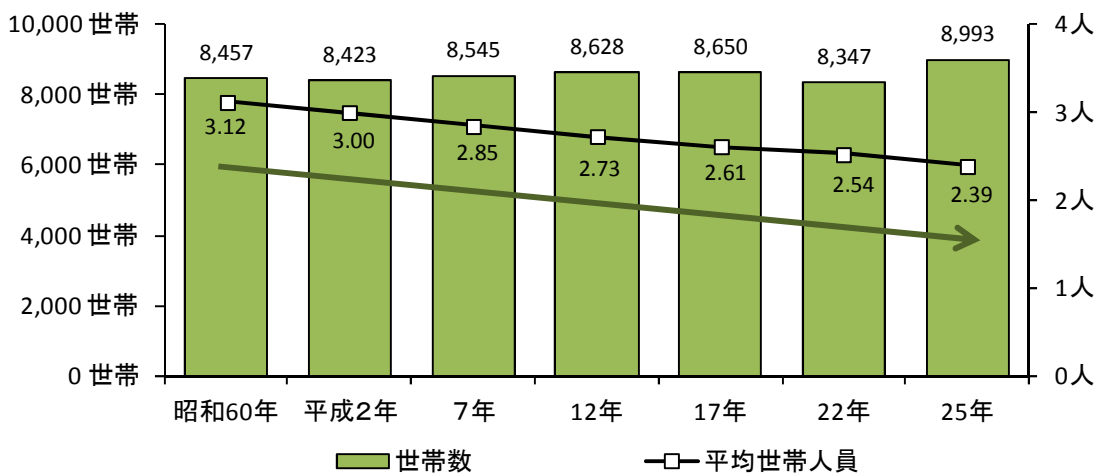
資料：「長野県毎月人口異動調査」、平成25年は「住民基本台帳（年度分）」

世帯構造

世帯数は増加傾向にあり、平成25年には8,993世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少し続けており、平成7年から3人を下回るようになり、平成25年には2.39人と、平成22年からの3年間でも0.15人の減少となっています。

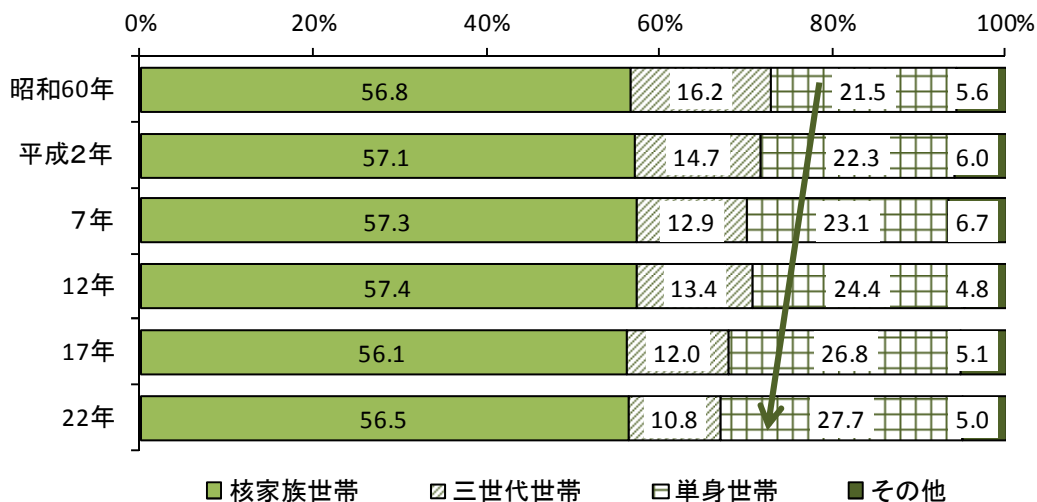
世帯構成比の推移をみると、三世帯世帯が減少傾向にあるのに対し、単身世帯が増加傾向にあり、そのため、平均世帯人員も減少し続けていることが容易に推測されます。

【世帯数と平均世帯人員の推移】



資料：「国勢調査」、平成25年は「住民基本台帳」4月1日現在

【世帯構成比率の推移】



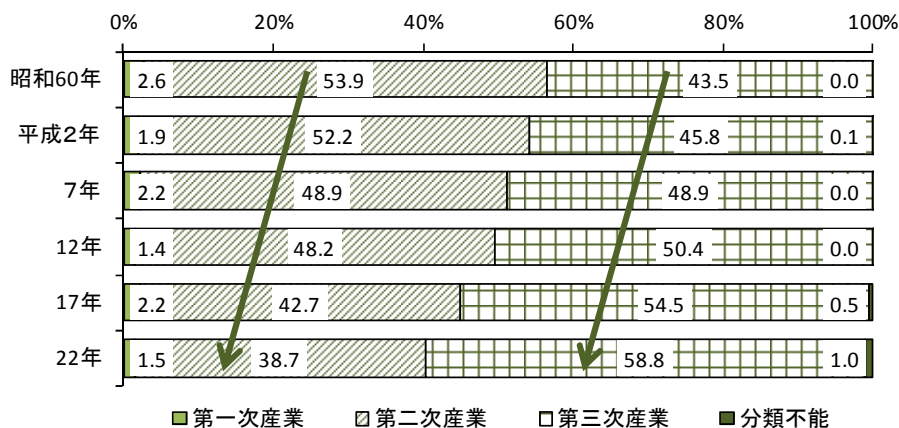
資料：「国勢調査」

2 産業・就業の動向

産業別就業人口

産業別人口の構成比をみると、第三次産業が増加傾向で、平成2年には第二次産業が過半数を占めていましたが、平成7年には同率、平成12年には第三次産業が過半数を占め、直近の平成22年では6割近くまで増加しています。

【産業別就業人口比率の推移】

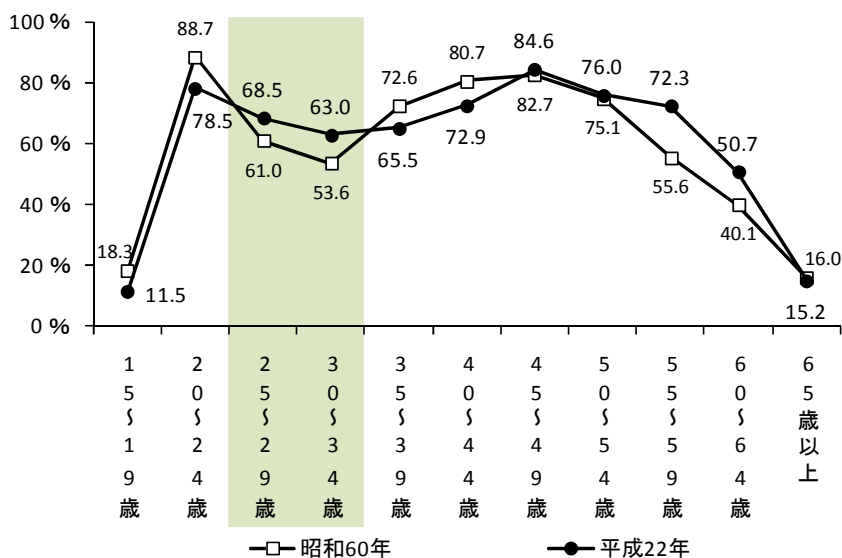


資料：「国勢調査」

女性の就業状況

女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産・子育ての年齢層といえる25～34歳で就業率が下がる“M字型”を示しています。しかし、昭和60年と比較すると、平成22年はM字の谷の部分はややなだらかになり、25歳から34歳までの就業率は昭和60年を上回っています。また、55歳以上の年齢でも、昭和60年より高くなっています。一方、35歳から44歳までは昭和60年を下回っており、結婚・出産・子育て年齢が若干高くなっている傾向の表れと考えられます。

【女性の年齢層別就業率】



資料：「国勢調査」

3 子育て支援に関する現状

各種手当、助成の受給状況

各種手当の受給状況は、いずれも増加傾向にあります。児童手当の延児童数は、平成22年度に著しく増加しており、特別児童扶養手当については、緩やかな増加となっています。

各種助成の状況は、乳幼児医療費助成において、対象人数の増加に伴って、延べ件数も増加していますが、平成25年度には減少に転じています。また、母子家庭等医療費助成は、平成23年度から増加、重度心身障害者等医療費助成では記載の過去5年間は増加し続けています。さらに、不妊治療費助成においては、平成24年度が最も多く、延べ25件となっています。

【各種手当の状況の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
児童手当 延べ児童数（件）	21,740	28,558	29,596	29,636	28,883
特別児童扶養手当（件）	23	28	30	35	41
障害児福祉手当（件）	2	2	1	2	3

資料：「決算資料」

【各種助成の状況の推移】

		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳幼児医療費助成	延べ件数（件）	16,603	20,184	23,085	24,168	22,384
	対象人数（人）	1,598	2,060	2,517	2,459	2,412
母子家庭等医療費助成（件）		474	449	469	489	506
重度心身障害者等医療費助成（件）		714	768	773	781	784
不妊治療費助成（延べ件数）		14	7	12	25	17
母子家庭等入学祝金（件）		0	0	0	26	37

資料：「決算資料」



保育所の状況

本町の公立保育園数は、平成 23 年度から 3 園になり、在園児童数がわずかに増加傾向のため、認可定員数 500 人に対し、就園率も徐々に高くなっています。

平成 25 年度における各特別保育の状況は、いずれもさくら保育園での利用が最も多くなっています。中でも一時的保育の利用が多く、さくら保育園では 192 人の利用となっています。

【公立保育園数・児童数の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保育園数 (園)	7	7	3	3	3
認可定員数 (人)	-	-	500	500	500
在園児童数 (人)	467	477	471	483	489
就園率 (%)	-	-	94.2	96.6	97.8

資料：「教育こども課」

【平成 25 年度各特別保育の実利用者数】

	延長保育 (人) (7:30~8:00 16:00~18:30)	一時的保育 (人)	障害児保育 (人)
さくら保育園	56	192	8
とがわ保育園	48	162	5
みずべ保育園	53	99	8

資料：「教育こども課」

保育施設の利用状況

本町のファミリーサポートセンターの利用状況は、平成 23 年度に大きく減少したものの、過去 5 年間では増加の傾向であり、特に平成 25 年度の延利用件数は平成 24 年度のおよそ 3 倍で、229 件となっています。

また、本町にある心身障害児訓練施設の利用状況は、平成 23 年度が最も多く、10 人となっています。

【ファミリーサポートセンター利用件数の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
延利用件数 (件)	54	73	40	76	229

資料：「教育こども課」

【児童福祉施設利用者の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
心身障害児訓練施設 (人)	6	8	10	8	6

資料：「教育こども課」

小学校の状況

本町の小学校数は2校で、小学児童数は減少し続けています。そもそも入学児童数が減少傾向ですが、年度と学年を詳細にみると、それぞれ増減があり、転入、転出による児童数の変動が合計数に影響しています。

学童クラブの設置状況は、本町にある小学校2校ともに設置されており、指導員数以外は、両校ともに同様の条件にて設置されており、在籍者数は増加傾向にあります。

また、放課後の安心・安全な居場所の確保として放課後子ども教室を実施しており、登録者数は増加傾向にあります。

【小学校数・小学児童数の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校数(校)	2	2	2	2	2
1年生(人)	184	170	173	165	164
2年生(人)	186	181	176	174	166
3年生(人)	166	189	181	179	169
4年生(人)	191	162	188	184	178
5年生(人)	197	195	162	189	182
6年生(人)	177	193	189	166	190
合計(人)	1,101	1,090	1,069	1,057	1,049

資料：「教育こども課」

【学童クラブの設置状況】

クラブ名	障害児 受入可否	開館日時	長期休暇時の対応	放課後児童 指導員(人)
南小学校学童クラブ	○	登校日 放課後～18:30 休業日 8:00～18:30	8:00～18:30	11
北小学校学童クラブ	○	登校日 放課後～18:30 休業日 8:00～18:30	8:00～18:30	7

資料：「教育こども課」

【学童クラブ在籍者数の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施箇所(所)	2	2	2	2	2
在籍者数(人)	109	112	122	125	139
南小学校(人)	67	70	73	65	80
北小学校(人)	42	42	49	60	59

資料：「教育こども課」

【放課後子ども教室登録者数の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施箇所(所)	2	2	2	2	2
登録者数(人)	384	410	411	419	419
南小学校(人)	278	303	300	318	310
北小学校(人)	106	107	111	101	109

資料：「教育こども課」

家庭児童相談の状況

家庭児童相談の利用件数は増減しており、平成22年度が最も多い35件となっています。相談内容では、養護相談が多く、10件から20件前後で推移しています。

【家庭児童相談利用件数の推移】

事業名		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
家庭児童 相談	養護相談（件）	12	22	18	13	20
	保健相談（件）	1	0	0	0	0
	障害相談（件）	1	1	2	1	1
	非行相談（件）	0	1	1	3	1
	育児相談（件）	5	8	0	4	3
	その他の相談（件）	1	3	4	4	1
	合計（件）	20	35	25	25	26

資料：「教育こども課」

虐待通告の状況

虐待の通告件数は、平成22年度が最も多くなっていますが、そのうち非該当件数を除く実件数は、平成25年度が最も多くなっています。

【虐待通告件数の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
通告件数（件）	5	13	8	9	7
非該当件数（件）	3	10	5	5	2
実件数（件）	2	3	3	4	5

資料：「教育こども課」

民生・児童委員の状況

民生・児童委員数は57人で、内訳として平成23年度からの3年間は男性委員数が女性より多くなっています。1人あたりの担当世帯数は増加傾向にあり、核家族世帯の増加が背景と考えられます。相談件数は平成22年度が最も多く、1,409件となっています。

【民生・児童委員の状況の推移】

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
民生委員・児童委員による 相談件数（件）	1,365	1,409	1,224	1,086	1,005
民生委員・児童委員数（人）	57	57	57	57	57
男性委員数（人）	26	26	35	35	35
女性委員数（人）	31	31	22	22	22
1人あたり担当世帯数（世帯）	150	149	156	157	167

資料：「健康福祉課」

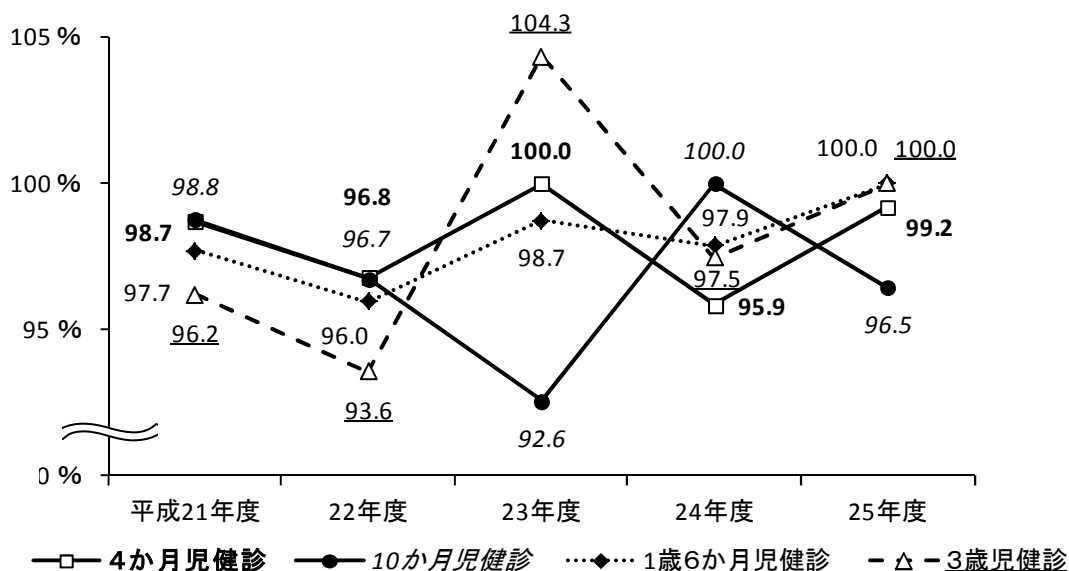
母子保健事業の状況

乳幼児健診の該当児数は増減していますが、いずれの健康診査においても、受診者数は過去5年間で平成25年度が最も少なくなっています。ただし、受診率自体は、いずれも9割以上と高い水準で推移しています。

【乳幼児健康診査の受診状況の推移】

事業名		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4か月児健診	該当児(人)	152	156	141	145	127
	受診児(人)	150	151	141	139	126
	受診率(%)	98.7	96.8	100.0	95.9	99.2
10か月児健診	該当児(人)	161	153	148	151	141
	受診児(人)	159	148	137	151	136
	受診率(%)	98.8	96.7	92.6	100.0	96.5
1歳6か月児健診	該当児(人)	174	149	157	142	142
	受診児(人)	170	143	155	139	142
	受診率(%)	97.7	96.0	98.7	97.9	100.0
3歳児健診	該当児(人)	158	171	161	158	145
	受診児(人)	152	160	168	154	145
	受診率(%)	96.2	93.6	104.3	97.5	100.0

【乳幼児健康診査受診率の推移】



資料：「健康福祉課」

本町では、健康教育事業としてハッピーマタニティー教室を年4回、育MEN講座を平成23年度から年2回行っています。ハッピーマタニティー教室は40人前後、育MEN講座は25人前後の参加状況ですが、平成24年度は他年度と異なり、ハッピーマタニティー教室は32人、育MEN講座はこれを上回る43人の参加となっています。

健康指導・相談の事業内容は、すこやか相談が年24回、2か月児相談および2歳児相談が年12回、もぐもぐ学習会が年6回の実施で、延利用者数の前年度との差は、50人を超える場合もあり、変動が大きく、最も延利用者数が多いのはすこやか相談で、およそ250～350人の推移となっています。

また、本町では出生児全員を対象に赤ちゃん訪問を実施していますが、訪問指導数は減少傾向にあります。

【健康教育事業の参加および実施状況の推移】

事業名	対象者		平成	22年度	23年度	24年度	25年度
			21年度				
ハッピーマタニティー教室	妊婦 その家族	実施回数(回)	4	4	4	4	4
		参加者数(人)	39	38	40	32	42
育MEN講座	父親	実施回数(回)	0	0	2	2	2
		参加者数(人)	-	-	27	43	25

資料：「健康福祉課」

【健康指導・相談の状況の推移】

事業名	対象者		平成	22年度	23年度	24年度	25年度
			21年度				
すこやか相談	乳幼児を もつ家族	実施回数(回)	24	24	24	24	24
		延利用者数(人)	254	317	350	255	304
2か月児相談	2か月児と その家族	実施回数(回)	12	12	12	12	12
		延利用者数(人)	146	118	138	134	120
2才児相談	2才3か月児 とその家族	実施回数(回)	12	12	12	12	12
		延利用者数(人)	164	154	159	137	133
もぐもぐ学習会	7～8か月児 とその家族	実施回数(回)	6	6	6	6	6
		延利用者数(人)	63	71	53	59	56

資料：「健康福祉課」

【訪問指導の状況の推移】

事業名	対象	平成	22年度	23年度	24年度	25年度
		21年度				
赤ちゃん訪問	出生児全員	155	138	147	132	125

資料：「健康福祉課」

公園の状況

本町では18公園を管理しており、12箇所水道、トイレ、遊具を設置しています。また、7箇所に駐車場の設置があります。

【公園の状況】

公園名称	概要
水月公園	面積14,972㎡ トイレ、駐車場
みずべ公園	面積8,467㎡ 水道、トイレ、遊具、駐車場
一ッ浜公園	面積2,363㎡ トイレ、駐車場
花田公園	面積1,572㎡ 水道、トイレ、遊具
東明公園	面積1,201㎡ 水道、トイレ
砥川西公園	面積2,114㎡ 水道、トイレ、遊具
鴨田公園	面積1,681㎡
西赤砂公園	面積1,761㎡ 水道、トイレ、遊具
高浜運動公園	面積3,018㎡ 水道、トイレ、遊具、駐車場
いずみ湖公園	面積404,000㎡ 水道、トイレ、駐車場
一ッ浜第2公園	面積2,004㎡ 遊具
四王公園	面積2,322㎡ 水道、トイレ、遊具
赤砂公園	面積2,256㎡ 水道、トイレ、遊具
泉園	面積1,560㎡ 水道、トイレ、遊具
みはらし台公園	面積1,032㎡ 水道、トイレ、遊具
高木運動公園	面積4,825㎡ 水道、トイレ、遊具、駐車場
向陽台公園	面積2,190㎡ 水道、トイレ、遊具
あすなろ公園	面積5,176㎡ 水道、トイレ、遊具、駐車場

資料：「建設水道課」



2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

1. 調査設計

- (1) 対象地域：下諏訪町全域
 (2) 調査期間：平成 25 年 11 月 20 日～平成 25 年 12 月 4 日
 (3) 調査方法：①就学前児童 施設配布・施設回収（未就園児は郵送配布・郵送回収）
 ②小学校児童 学校配布・学校回収

2. 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率 (%)
就学前児童世帯	857 世帯	648 世帯	75.6%
小学校低学年児童世帯	496 世帯	456 世帯	91.9%

3. 注意事項

- ・結果は百分率で表示し、数表・グラフの百分率は小数第2位を四捨五入しているため、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。また、複数回答可の設問は、すべての比率を合計すると 100.0%を超えることがあります。
- ・グラフ中の「N (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ・スペースの関係で、文言が長い選択肢については、一部省略しています。
- ・就学前児童は「就学前」、小学校児童は「小学生」と記載しています。

お子さんご家族の状況について

【お住まいの地域】

	1区	2区	3区上	3区下	4区	5区
就学前	11.7%	2.5%	10.2%	35.0%	6.2%	6.5%
小学生	11.4%	4.2%	8.1%	31.8%	7.0%	5.5%
	6区	7区	8区	9区	10区	無回答
就学前	3.1%	9.4%	6.5%	1.9%	6.8%	0.3%
小学生	3.1%	11.4%	5.7%	2.0%	9.4%	0.4%

【対象のお子さんの年齢（平成 25 年 4 月 1 日時点）】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前	11.0%	12.0%	15.1%	18.4%	22.1%	21.0%	0.5%
	1年生	2年生	3年生	無回答			
小学生	31.1%	34.6%	33.6%	0.7%			

【お子さんの子育てを主に行っている方】

- －就学前：「父母ともに」52.5% > 「主に母親」45.5%
 －小学生：「父母ともに」54.6% > 「主に母親」42.3%

【父母との同居の状況】

- －就学前：「父母同居」93.2% > 「母のみ同居」6.6%
 －小学生：「父母同居」87.5% > 「母のみ同居」11.6%

【祖父母との同居・近居の状況】

- 『祖父母と同居・近居している』（全体から「祖父母どちらとも同居・近居していない」、「無回答」を除いた割合）
 －就学前：83.2% 小学生：83.6%

- ・「父母ともに」子育てが半数以上
- ・「父母同居」が9割前後
- ・『祖父母と同居・近居している』が8割以上
- ・小学生は就学前より「母のみ同居」が5.0ポイント高い

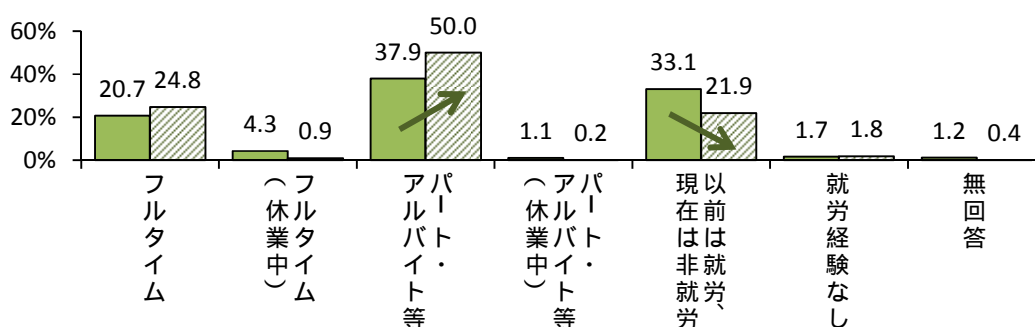
保護者の就労状況について

【就労状況】

休業中は、産休、育休、介護休暇を指す

		フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労、 現在は非就労	就労経験なし	無回答
就学前	母親	20.7%	4.3%	37.9%	1.1%	33.1%	1.7%	1.2%
	父親	95.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.8%	0.0%	3.7%
小学生	母親	24.8%	0.9%	50.0%	0.2%	21.9%	1.8%	0.4%
	父親	92.2%	1.0%	0.2%	0.0%	1.7%	0.0%	5.0%

【母親の就労状況】 ■ 就学前 N=647 □ 小学生 N=452



【母親のフルタイムへの転換希望】(パート・アルバイト等で就労している場合)

- 就学前：(母親) 「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」 61.1%
「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」 23.4%
「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」 9.9%
- 小学生：(母親) 「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」 59.0%
「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」 26.9%
「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」 8.4%

【母親の今後の就労希望】(就労していない場合)

- 就学前：(母親) 「1年より先に就労したい」 55.6%
「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」 32.0%
「就労の予定はない」 12.0%
- 小学生：(母親) 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」 44.9%
「1年より先に就労したい」 34.6%
「就労の予定はない」 17.8%

- (母親) 就学前より小学生の方が、就労している人が多い
「以前は就労、現在は非就労」が少なく、「パート・アルバイト等」が多い
- (母親) 6割前後が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」
- (母親) 就学前において「1年より先に就労したい」が半数以上、小学生においては「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が4割以上

子どもの育ちをめぐる環境について

【お子さんの子育てに日常的にかかわっている方・施設】

- －就学前：「父母ともに」60.5%＞「保育園」48.5%＞「母親」34.3%
- －小学生：「父母ともに」58.8%＞「小学校」41.2%＞「母親」37.3%

【お子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境】

- －就学前：「家庭」96.3%＞「保育園」61.3%＞「地域」20.7%
- －小学生：「家庭」91.4%＞「小学校」78.5%＞「地域」19.7%

【日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人】

- －就学前：「緊急時・用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる」59.1%
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」41.4%
「緊急時・用事の際に友人・知人にみてもらえる」14.2%

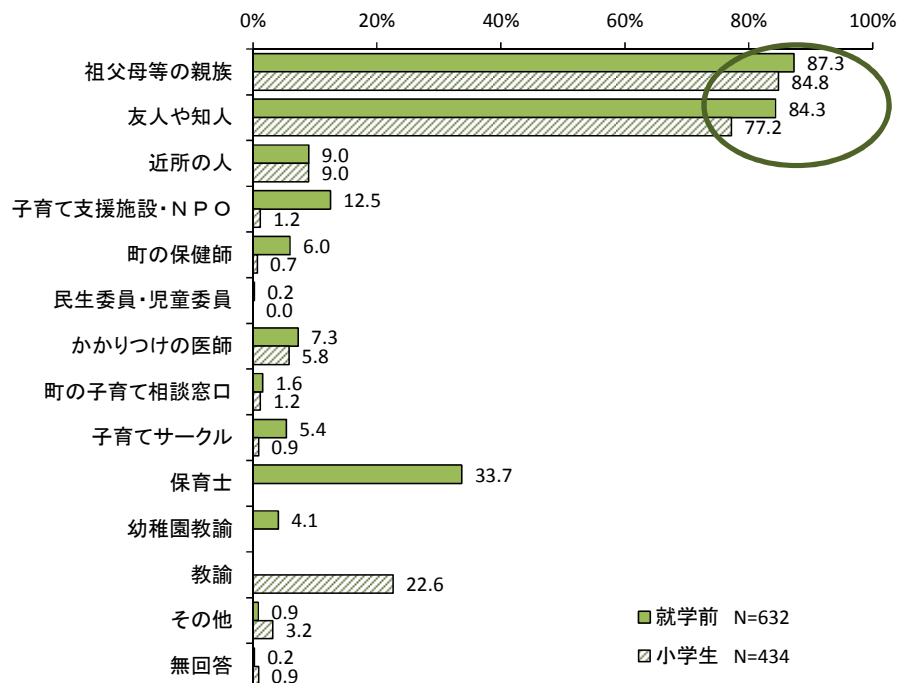
→『日常的、緊急時・用事の際に子どもを見てもらえる人がいる』
(全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合) 93.3%

- －小学生：「緊急時・用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる」59.4%
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」40.6%
「緊急時・用事の際に友人・知人にみてもらえる」16.9%

→『日常的、緊急時・用事の際に子どもを見てもらえる人がいる』
(全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合) 92.1%

【相談相手・場所】

- －就学前：「いる／ある」97.5%＞「いない／ない」2.5%
- －小学生：「いる／ある」95.2%＞「いない／ない」4.2%



- ・ 「父母ともに」子育てに日常的にかかわっているが6割前後
- ・ 子育てにもっとも影響すると思われる環境は「家庭」が9割以上
- ・ 『日常的または緊急時・用事の際に、子どもを見てもらえる人がいる』は9割以上
- ・ 相談相手・場所が「いる／ある」が9割以上、主な相談先は「親族」、「友人や知人」

保育園・幼稚園等の利用について（就学前のみ）

【平日の定期的な保育園・幼稚園等の利用】

－ 「利用している」 73.5% > 「利用していない」 26.4%

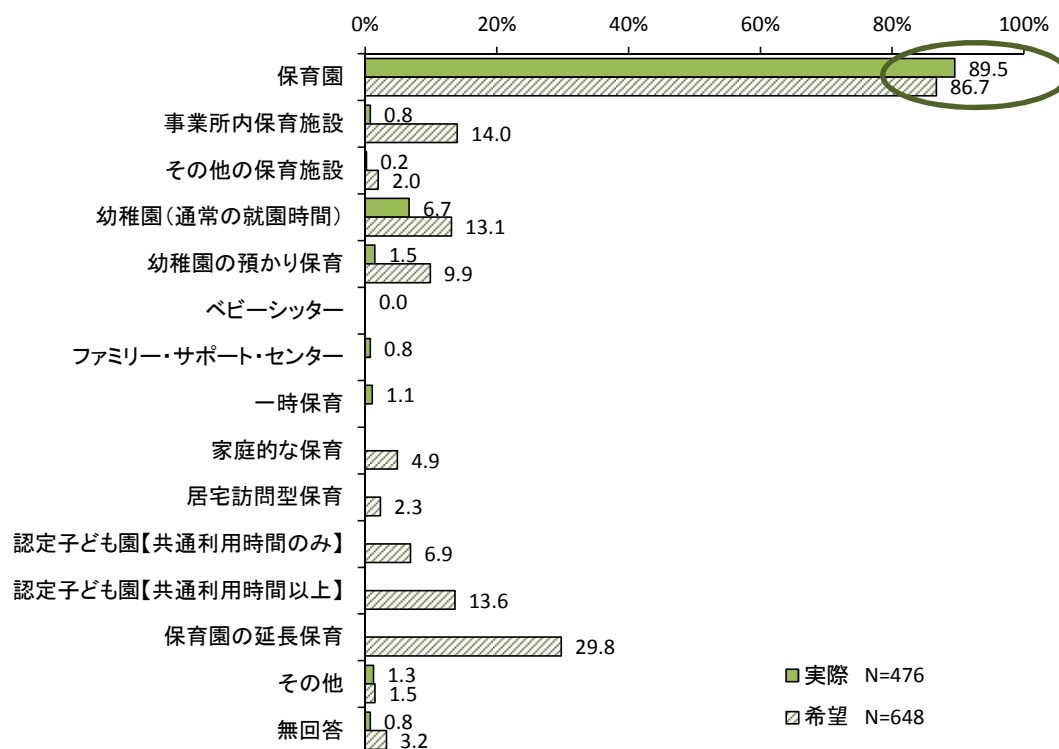
⇒ 「利用している」 0歳 19.7%、1歳 26.9%、2歳 46.9%、3歳 100.0%、4歳 96.5%、5歳 100.0%

【平日に定期的に利用している事業】（定期的に保育園・幼稚園等を利用している場合）

－ 「保育園」 89.5% > 「幼稚園（通常の就園時間）」 6.7% > 「幼稚園の預かり保育」 1.5%

【平日に定期的に利用したいと考える事業】

－ 「保育園」 86.7% > 「保育園の延長保育」 29.8% > 「事業所内保育施設」 14.0%



【土曜日の保育園・幼稚園等の利用希望】

－ 「利用する必要はない」 75.9% > 「月に1～2回は利用したい」 17.9% > 「ほぼ毎週利用したい」 3.2%

【日曜・祝日の保育園・幼稚園等の利用希望】

－ 「利用する必要はない」 77.5% > 「月に1～2回は利用したい」 6.9% > 「ほぼ毎週利用したい」 0.6%

【長期の休暇期間中の保育園・幼稚園等の利用希望】（幼稚園を利用している場合）

－ 「休みの期間中、週に数日利用したい」 37.5% > 「利用する必要はない」 31.3%

> 「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」 21.9%

- 3歳以上において、ほぼ全員が定期的に保育園・幼稚園等を利用している
- 「保育園」の利用が約9割
- 利用したい事業は「保育園」が突出しているものの、「幼稚園（通常の就園時間）」、「幼稚園の預かり保育」、「事業所内保育施設」においては、実際の利用状況よりも多くなっている
- 土日祝は7割以上が「利用する必要はない」だが、長期の休暇中は半数以上が『利用したい』（「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」＋「休みの期間中、週に数日利用したい」）と回答

病気の際の対応について

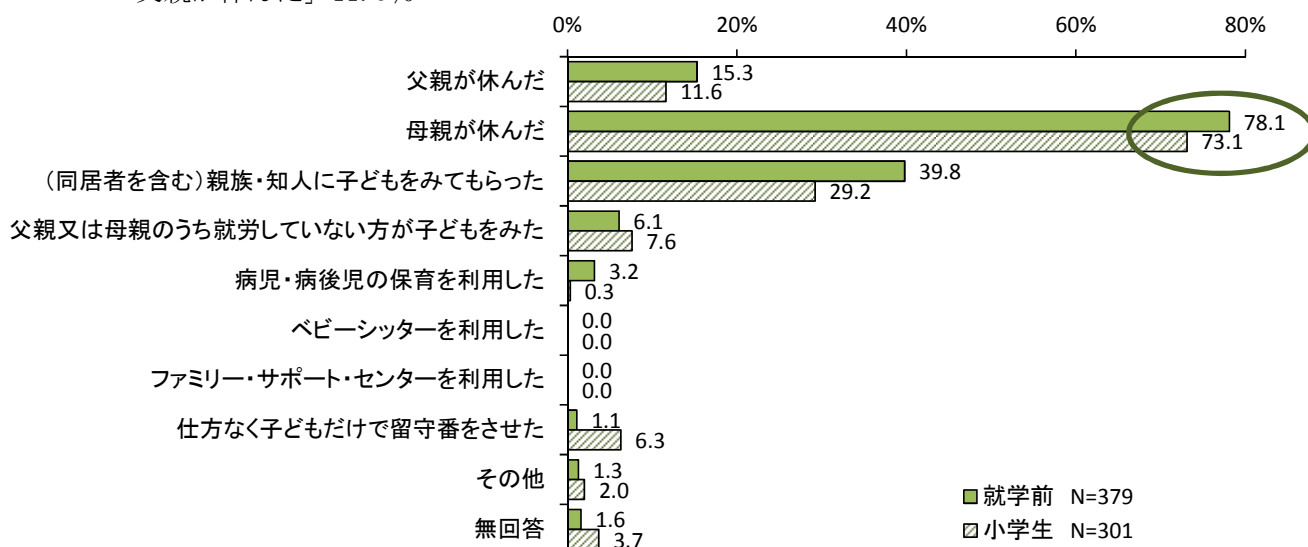
【病気やケガで保育園・幼稚園等または小学校を休まなければならなかったこと】

(就学前は、保育園・幼稚園等を利用している場合)

- 就学前:「あった」79.6% > 「なかった」18.9%
- 小学生:「あった」66.0% > 「なかった」32.5%

【その場合の対処方法】(あった場合)

- 就学前:「母親が休んだ」78.1%
 「(同居者を含む)親戚・知人に子どもをみてもらった」39.8%
 「父親が休んだ」15.3%
- 小学生:「母親が休んだ」73.1%
 「(同居者を含む)親戚・知人に子どもをみてもらった」29.2%
 「父親が休んだ」11.6%



【できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか】(父親/母親が休んだ場合)

- 就学前:「利用したいとは思わない」59.1% > 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」39.9%
- 小学生:「利用したいとは思わない」70.1% > 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」27.7%

【できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいと思ったか】

(父親/母親以外が子どもをみた等の場合)

- 就学前:「できれば仕事を休んで看たい」57.0% > 「休んで看ることは非常に難しい」24.2%
- 小学生:「できれば仕事を休んで看たい」53.2% > 「休んで看ることは非常に難しい」32.1%

- 小学生より就学前の方が、病気やケガで休まなければならなかったことが「あった」が多い
- 主な対処方法は、「母親が休んだ」で7割以上。一方、「父親が休んだ」は1割台
- 割合は多くないが、小学生において「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が就学前より多い
- 「病児・病後児保育施設等を利用したい」は、就学前で約4割、小学生で2割強
- 父親/母親以外が子どもを看た人の半数以上が、「できれば仕事を休んで看たい」と回答

不定期の保育園・幼稚園等や宿泊を伴う一時預かり等の利用について (就学前のみ)

【私用等の目的で不定期に利用している事業】

－ 「利用していない」 91.7%

【利用していない理由】(利用していない場合)

－ 「特に利用する必要がない」 81.6%
「利用料がかかる・高い」 14.3%
「事業の利用方法(手続き等)がわからない」 13.1%

【私用等の目的で事業を利用する必要性】

－ 「利用する必要はない」 63.3% > 「利用したい」 32.3%

【利用したい目的】(利用したい場合)

－ 「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」 68.4%
「私用、リフレッシュ目的」 45.5%
「不定期の就労」 26.3%

【保護者の用事で子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかったこと】

－ 「なかった」 77.3% > 「あった」 20.4%

【その場合の対処方法】(あった場合)

－ 「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」 93.9%

- ・ 私用等の目的で不定期に事業を「利用していない」が約9割で、理由は「特に利用する必要がない」が約8割
- ・ 私用等の目的で事業を「利用する必要はない」が6割以上。利用したい主な目的は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が6割強
- ・ 子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらったことが「あった」は約2割
- ・ 「あった」場合の対処方法は、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が9割以上

地域の子育て支援事業について(就学前のみ)

【利用している地域子育て支援事業】

－ 「利用していない」 71.5%

【地域子育て支援事業の今後の利用意向】

－ 「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」 59.0%
「利用していないが、今後利用したい」 17.9%
「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」 14.0%

- ・ 地域子育て支援事業を「利用していない」が約7割
- ・ 『利用を増やしたい』(「利用していないが、今後利用したい」+「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」)が約3割

【子育て支援事業について】

	上位3項目		下位3項目	
認知状況	下諏訪町子育て応援カード	94.9%	保育園や幼稚園の保育料軽減	56.6%
	保育園の延長保育	93.2%	ファミリーサポートセンター	55.1%
	だっこの会 (在園、未就園の保護者交流)	91.5%	児童家庭相談	36.9%
利用状況	誕生祝金	75.5%	ファミリーサポートセンター	9.4%
	乳幼児等医療給付	74.8%	せせらぎ園 (心身障害児通園訓練施設)	4.6%
	ファーストブック、セカンドブック	70.8%	児童家庭相談	1.5%
利用している (5点満点)	誕生祝金	4.63点	公衆浴場無料入浴券	3.63点
	ファーストブック、セカンドブック	4.53点	下諏訪町子育て応援カード	3.56点
	保育園の延長保育	4.48点	子育てガイドブック	3.50点
利用意向	乳幼児等医療給付	73.1%	児童家庭相談	22.4%
	下諏訪町子育て応援カード	71.6%	おはなしの広場 (言語障害児通所施設)	19.9%
	誕生祝金	69.0%	せせらぎ園 (心身障害児通園訓練施設)	11.6%

- ・ 認知状況の上位3項目は広く認知されている。一方、最下位の「児童家庭相談」は唯一4割を下回っている
- ・ 利用状況の上位2項目には経済的支援が入り、4人に3人が利用している。一方で、下位3項目は、1割を下回って少なくなっている
- ・ 満足度はすべての項目において、3点(ふつう)を上回っている。利用状況1位の「誕生祝金」は、満足度でも1位となっている
- ・ 利用意向の上位3項目のうち、「乳幼児等医療給付」、「誕生祝金」は利用状況でも上位2項目となっている。一方、利用意向2位の「下諏訪町子育て応援カード」は、認知状況では上位1位となっているものの、満足度では下位2位となっている

育児休業など職場の両立支援制度について(就学前のみ)

【育児休業給付・保険料免除の認知状況】

－「育児休業給付のみ知っていた」37.0%

> 「いずれも知らなかった」29.8% > 「いずれも知っていた」29.0%

⇒ 『育児休業給付を知っていた』(「いずれも知っていた」+「育児休業給付のみ知っていた」) 66.0%

『保険料免除を知っていた』(「いずれも知っていた」+「保険料免除のみ知っていた」) 30.1%

【育児休業の取得状況(対象者が生まれた時)】

－(母親)「働いていなかった」56.4% > 「取得した(取得中である)」24.9% > 「取得していない」17.0%

－(父親)「取得していない」82.2% > 「取得した(取得中である)」0.8% > 「働いていなかった」0.2%

- ・ 「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が約3割
- ・ 母親の育児休業の取得率は24.9%と、4人に1人。父親は僅か0.8%

小学校就学後の放課後の過ごし方について

【学童クラブの利用状況】

	小学生	
	利用している	利用していない
	27.0%	72.8%



	利用している人の利用状況	
	利用している	利用していない
平日	70.7%	23.6%
土曜日	6.5%	87.0%
長期休暇中	78.0%	21.1%

【学童クラブの利用希望】

(就学前：対象者が5歳の場合・土日祝は平日に利用希望がある人のみ / 小学生：1～2年生の場合)

	就学前		小学生	
	低学年の間は利用したい	高学年になっても利用したい	低学年の間は利用したい	高学年になっても利用したい
平日	16.2%	27.9%	17.0%	15.3%
土曜日	13.3%	8.3%	2.0%	4.3%
日曜・祝日	3.3%	1.7%	1.0%	2.7%
長期休暇中	23.5%	27.9%	20.7%	23.3%

- 小学生の2割強が、学童クラブを「利用している」。また、平日、長期休暇中の利用が主
- 学童クラブの利用希望は、「平日 高学年になっても利用したい」、「土曜日 低学年の間は利用したい」において、小学生より就学前が10ポイント以上高くなっている
- 土曜日、日曜・祝日の利用希望はあまり多くないが、長期休暇中の利用希望は多い

子育てに関する一般的な事項について

【下諏訪町の子育て環境や支援の満足度】1～5の5段階評価で、5が満点

- 就学前：「ふつう」(「3」) 44.3% > 『満足している』(「4」+「5」) 35.8%
 > 『満足していない』(「1」+「2」) 17.7%
 ⇒平均点：3.19点
- 小学生：「ふつう」(「3」) 50.7% > 『満足している』(「4」+「5」) 24.7%
 > 『満足していない』(「1」+「2」) 23.0%
 ⇒平均点：2.98点

- 就学前において『満足している』が『満足していない』より18ポイント程度高いが、小学生においては大きな差異はみられない
- 平均点は、就学前の方が小学生より高く、小学生は「ふつう」を下回っている

3 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策行動計画（後期計画：平成 22 年度～26 年度）において掲げた平成 26 年度の数値目標に対する平成 25 年度の達成状況は以下のとおりです。

	事業名	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度 実績
1	通常保育事業	7か所 (定員 750 人)	3か所 (定員 500 人)	3か所 (定員 500 人)
2	延長保育事業	4か所	3か所	3か所
3	休日保育事業	検 討		未実施
4	病児・病後児保育事業	検 討		未実施
5	病児・病後児保育事業 (病児・病後児保育補助金)	2か所	2か所	2か所
6	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	2か所	2か所	2か所
7	つどいの広場事業	1か所	1か所	1か所
8	地域子育て支援拠点事業	1か所	1か所	1か所
9	一時保育事業	6か所	3か所	3か所
10	特定保育事業	検 討		未実施
11	夜間保育事業	検 討		未実施
12	ショートステイ事業	検 討		未実施
13	トワイライトステイ事業	検 討		未実施
14	ファミリー・サポート事業	1か所	1か所	1か所

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

次世代を育てる 子育て支援

明るく活気ある、これからの下諏訪町を築き上げていくのは、子どもたちです。下諏訪町で生まれ、育った子どもたちが、家族や地域に心から祝福され、すべての人が地域で成長する子どもたちとの関わりを通じて喜びや感動に満ちた生活を送ることができるまちづくりを目指します。

2 計画の基本的な視点

基本理念の実現に向けて、国が次世代育成支援対策推進法に係わる行動計画策定指針等で示した新たな視点を加えた以下の10項目を、子ども・子育て支援計画の基本的な視点として、計画を策定し、施策・事業を推進していきます。

1 子どもの視点

子育て支援サービス等によって影響を受けるのは、多くは子ども自身です。次世代育成支援対策の推進は子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2 次代の親づくりという視点

子どもは成長して、次代の親になる存在であるため、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

3 サービス利用者の視点

核家族化の進行や価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援への利用者のニーズも多様化しています。このような多様なニーズに対応できるよう柔軟に取り組みます。

4 社会全体による支援の視点

子育ては家庭が最も重要な機能であり、その責務も家庭で負わなければなりません。しかしながら、家庭における養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として考え、子育てを地域社会全体で支えていきます。

5 仕事と生活の調和実現の視点

国・自治体・企業をはじめとする関係機関の連携の下、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するため、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じた仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを進めることを重視します。

6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点 【今回、新たに追加された視点】

“子育て支援”と“働き方改革”の一層の強化を加えて、新たに地域の実情に応じた“結婚・妊娠・出産支援”を行うことで、切れ目のない支援を推進していきます。

7 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立感等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進します。

8 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体等が活躍しているほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や地域に受け継がれる伝統文化等があります。こうした様々な地域資源を十分に活用していきます。

9 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス量とともにサービスの質を確保することが重要となります。サービスの質を向上させるため、人材の資質向上とともに情報公開を推進します。

10 地域特性の視点

本町は美しい高原と湖に囲まれた自然豊かな地域で、住民の居住区域はコンパクトで非常に暮らしやすい街です。学校施設、公民館等の各種公共施設を活用し、地域コミュニティを核にした参画と協働による取り組みを推進します。



3 計画の体系

基本理念

次世代を育てる
子育て支援

基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり

- 1 安心、安全な妊娠・出産への支援
- 2 子どもと母親への健康支援
- 3 小児医療の充実

基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

- 1 子ども・子育て支援サービスの充実
①教育・保育事業の充実 ②地域型保育事業の充実
- 2 子育て家庭への支援体制の充実
①各種相談機能・情報提供体制の充実 ②子育て家庭への経済的支援の推進
- 3 要保護児童への支援体制の充実
①ひとり親家庭の自立支援の推進 ②発達の遅れや障害のある子どもへの支援
③ 児童虐待防止への支援
- 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標3 次世代を担う心身ともにたくましい人づくり

- 1 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進
- 2 家庭や地域の教育力の向上への支援
- 3 魅力ある学校教育の推進
- 4 思春期の心と身体の健康づくり

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

- 1 快適な生活環境の整備
- 2 子どもの安心・安全の確保
- 3 子育て男女相互協力への啓発

第4章 計画の内容(基本施策と個別事業)

基本目標 1 健やかに産み育てる環境づくり

1 安心、安全な妊娠・出産への支援

母親は、約 10 か月に及ぶ妊娠期において、様々な心身の急激な変化に強い不安やストレスを感じる人が多いと言われています。このような不安やストレスを乗り越え、無事に子どもを出産するためには、医療による健康管理だけでなく、家族や地域、行政による母子への支援が必要不可欠といえます。母子健康手帳による管理、定期的な妊婦健診の実施、父母を対象とした子育てについての知識向上を目的とした教室の開催、気軽に相談できる相手や機関についての情報提供等、その分野は多岐にわたります。

胎児へ悪影響を与える飲酒や喫煙についても、妊娠初期に理解してもらうことで、流産、早産、低出生体重児の減少へと努めます。また、昨今は、女性の社会進出等を背景とする晩婚が増加し、それに伴う高齢出産も増加しており、今まで以上に安心、安全な出産に注力していく必要があります。

一方で、不妊に悩む夫婦も増加傾向にあります。不妊治療は、治療の種類によっては自由診療となるため、場合によっては高額な負担となります。子どもを望んでいるのにもかかわらず、経済的な理由で治療を諦めなくてはならない夫婦の支援として、経済的な支援を行うと同時に、精神的なケアとして気軽に相談ができる体制を整えます。

具体的な施策・取り組み

- 母子保健指導の充実を図り、各家庭の状況を理解した上で、個々に応じた指導を実施します。
- 乳幼児期から発達段階に応じた、食に関する学習会の実施や情報紙の作成を行います。
- 栄養士や保健師による栄養面や生活習慣についての指導を行います。
- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成を目指して、親に食の大切さを学ぶ機会を提供します。
- 健診時や訪問時等に病気やけが等の予防のための啓発活動を実施します。

個別事業

母子健康手帳交付

母子健康手帳の交付を行うとともに、妊娠期を健やかに過ごし、安全な出産ができるよう支援します。

妊婦一般健康診査

妊娠期を健やかに過ごせるよう、医療機関において行われる健康診査について 14 回の助成を行います。

ハッピーマタニティー教室

母子保健法に基づき、妊娠・出産・育児などに伴いがちな母子の心身の異常の発生を予防し、新しい家族を迎え、より健康的な生活ができるよう、支援します。

不妊治療助成

不妊、不育治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

2 子どもと母親への健康支援

近年、ライフスタイルの多様化により、昼夜逆転の生活や不規則な食事・睡眠等、健康を維持するために望ましくない生活を日常的に送っている方が多くなってきました。これを原因とした体調不良やストレスも引き起こされています。また、携帯電話やスマートフォン、パソコンの普及によるところが大きいとも言われており、現代ならではの問題として解決に取り組んでいかなければならない事案です。

子どもの健やかな成長のためには、成人同様、規則正しい生活、バランスのとれた食事、適度な運動が必要です。しかし、一生の中で子どもの時が一番身体の成長が起きる時期であることを鑑みると、成人よりも子どもの頃の生活習慣が、その後の生活を左右するとも言えそうです。さらに、子どもの頃の生活習慣が、成人になった後の生活習慣に大きく影響することから、子どもの頃に十分生活習慣を整えておく必要があると言えます。

そのためには、定期的に乳幼児健診や一般健診を行うことで、乳幼児の成長具合を把握し、疾病や障害の早期発見・早期治療を目指すことが大事であると同時に、親の心身の異常にも気が付くことができるよう、健診時や相談事業、訪問事業等を通じて、親からの相談を受けたり、話を聞いたりすることも子どもの健やかな成長へとつながる取り組みとなります。

具体的な施策・取り組み

- 母子保健指導の充実を図り、各家庭の状況を理解した上で、個々に応じた指導を実施します。
- 乳幼児期から発達段階に応じた、食に関する学習会の実施や情報紙の作成を行います。
- 栄養士や保健師による栄養面や生活習慣についての指導を行います。
- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成を目指して、親に食の大切さを学ぶ機会を提供します。
- 健診時や訪問時等に病気やけが等の予防のための啓発活動を実施します。
- 母子保健指導事業や保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業の充実を図り、育児不安を抱える親などを早期に把握し、「妊娠期」や「出産後間もない時期」から、保健師・助産師等の専門職によるきめ細かな育児支援を推進します。
- 親自身が子どもの発達過程を理解し、育児力を高めるための学習の場として、乳幼児健康診査が機能できるようにするとともに、「親子の心の健康」を重視した相談体制を充実します。



個別事業

4か月児健康診査

健やかな乳児期を送れるよう、医師による健康診査を実施します。

10か月児健康診査

医師による健康診査以外に、かむかむチェックにより離乳の完了に向けて支援します。

1歳6か月児健康診査

母子保健法に基づく健康診査で、成長発達の確認や育児不安の軽減を図るよう、支援します。

3歳児健康診査

母子保健法に基づく健康診査で、成長発達の確認や日常生活の自立に向けて支援します。

2か月児相談

成長発達の確認や育児不安の軽減ができるよう、健康相談を実施します。

2歳児相談

成長発達の確認や育児不安の軽減ができるよう、健康相談を実施します。特にく歯予防、ことばの発達、食事に関して支援します。

ハッピーマタニティー教室（再掲）

母子保健法に基づき、妊娠・出産・育児などに伴いがちな母子の心身の異常の発生を予防し、新しい家族を迎え、より健康的な生活ができるよう、支援します。

もぐもぐ学習会

離乳食の形、量を実際に試食しながら、スムーズな離乳ができるよう、支援します。

乳児一般健康診査

乳児期を健やかに過ごせるよう、医療機関において行われる健康診査について1回の助成を行います。

股関節脱臼・斜頸健康診査

股関節脱臼、斜頸の早期発見に努め、発見時はすみやかに医療機関で管理し、健やかに過ごせるよう、支援します。

すこやか相談

成長発達の確認や育児不安の軽減ができるよう、健康相談を実施します。

予防接種事業（BCG、四種混合、二種混合、日本脳炎、風しん・麻しん、ヒブ、肺炎球菌、水痘）

予防接種法に基づき、乳幼児の疾病を予防します。

ことばの広場

健診後のフォローとして、個別指導を行い、健やかに過ごせるよう、支援します。

あそびの広場

健診後のフォローとして、小集団指導を行い、健やかに過ごせるよう、支援します。

家庭訪問

それぞれの時期の発達・健康状態に応じ、家庭訪問による確認、相談を行い、健やかに過ごせるよう、支援します。

3 小児医療の充実

子ども、特に乳幼児期は、感染症にかかりやすい時期です。子どもの急な発熱や体調不良は、本人がつらいばかりか、親を不安にさせることも多々あります。また、子ども特有の疾患については専門である小児科医に診てもらうことで、早期発見、早期治療に結びつき、重症化を防ぐこともできると考えられます。

子どもの健やかな成長を実現するためには、普段からかかりつけ医をもち、子どもの発育・発達の状況を把握してもらうことが大切です。子どもの健康に関することや子育てについても相談ができる場として、小児科は重要な役割をもちます。

しかし、医師不足が叫ばれている上、夜間や休日における軽症患者の救急外来の利用により、重症患者が必要な医療を受けられないことも問題視されています。下諏訪町では、諏訪広域連合による夜間における諏訪地区広域の小児科として「小児夜間急病センター」を平成19年度に開設し、毎日、3か月の乳幼児から中学生までの診察にあたっています。今後は、この小児医療体制の周知とともに、さらなる小児医療の充実を目指し、取り組んでいきます。

具体的な施策・取り組み

- 相談事業を充実します。
- 乳幼児の発育、発達に合った教室や通所施設等を家族と相談し、支援します。
- 医療機関や訪問看護ステーション、通所施設との連携・調整を図ります。
- 健康診査、相談を充実します。

個別事業

小児夜間急病センター事業

急病の子どもの夜間診療を、諏訪地区小児夜間急病センターにおいて行います。

休日急病当番運営事業

急病の子どもの休日診療を、当番制で病院・診療所において行います。



基本目標 2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

1 子ども・子育て支援サービスの充実

① 教育・保育事業の充実

教育・保育事業を利用している子どもは多く、アンケートによると3歳以上ではほぼ全員が定期的に利用しているとの結果が出ています。親が不在時の保育や家庭では難しい集団生活等の教育を受けさせたいとなると、やはり教育・保育事業は子育てに欠かせない支援であると言えます。

一方で、その時々に応じた教育・保育事業の柔軟な対応に対するニーズが高まってきています。延長保育や一時保育、土日祝の保育等、親の仕事の都合や私用等に合わせて、子どもを預けることができることが求められています。さらには毎日、毎週の定期的な利用だけでなく、急な残業や用事、突発的な利用についても対応できるよう、ニーズは高まっています。

また、アンケート結果から病児・病後児保育のニーズもみられることから、今後も諏訪地域の公立病児・病後児施設の利用に対する補助金の交付も継続していきます。

具体的な施策・取り組み

保育環境の整備と保育サービスの充実

- 保育園の整備拡充に努めます。
- 多様な保育ニーズに配慮した保育サービスを充実します。
- 保育ニーズの適確な把握と施策検討改善の取り組みを行います。

地域保育資源としての保育園の役割促進

- 育児相談事業を充実します。
- 育児実践交流・情報提供を促進します。

放課後児童対策や週末活動対策の充実

- 学童クラブ事業を充実します。
- 学童クラブ等の週末事業を充実します。

事業主に対する啓発活動

- 事業主に積極的な子育て支援対策について働きかけます。

保育サービスの質の向上

- 利用者が必要とする情報を提供します。
- 苦情などに対する適切な対応体制を充実します。
- 保育サービスの適切な評価制度を活用します。
- 職員の専門性を高める研修を行います。

個別事業

保育園運営

日中、勤務等で保育ができない保護者等に代わり、保育園で乳幼児を預かります。

延長保育事業

通常保育時間では対応できない保護者のために、保育時間を延長して預かります。

一時保育事業

保護者の継続的・短時間就労等や疾病、冠婚葬祭等の子どもの面倒をみられない場合、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどといった場合に、通常保育の対象とならない児童を保育園等で預かります。

土曜保育

保護者が土曜日に就業しているため、子どもの面倒をみられない場合に預かります。

地域交流活動

保育園行事等を通じて、地域の高齢者や福祉施設の子どものふれあい交流を図ります。

学童クラブ

学校の放課後等、保護者の就労等の理由により、昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を図ります。



② 地域型保育事業の充実

一般的な教育・保育事業である保育園や幼稚園とは別に、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育といった地域型保育事業のニーズも高まってきています。これは、我が国における待機児童の問題に対しても、効果があると期待されています。

この地域型保育事業が広く展開されるようになることで、様々な場所や形態で子どもを預けることが可能になり、親は働き方や日々の活動についてより自由な選択をすることができるようになります。また、現在身近に教育・保育事業がないために遠くの施設まで通っている場合も、この地域型保育事業の新設により、身近に子どもを預けられる施設が設置されるようになります。

このように多様な選択肢を提示することにより、親のニーズにあった事業を提供できるよう努めていきます。また、これらの事業をわかりやすい内容説明を含めた周知徹底を図り、親が適切な選択ができるよう呼びかけていきます。

具体的な施策・取り組み

家庭を大切に協力して子育てをするために

- 父親が家族と過ごす時間を確保できるよう、努めます。
- 家族みんなで子育てをする気運を高めるよう、努めます。
- 祖父母との協力を推進していきます。

子育て支援事業の充実

- 親子の遊び場と交流の場を確保します。
- 育児相談、電話相談等による育児不安軽減に向けた支援を行います。
- 子育てサークルや子育て支援センター等での仲間づくりを支援します。

地域で子どもを育てるために

- 親同士の交流の場の確保と支え合いを推進します。
- 地域の子どもと積極的にかかわり、気軽に声をかけるよう、努めます。
- 子どもが安全に過ごせるよう、地域全体で見守ります。
- 町社協や高齢者の方々、ボランティアの参画による、地域での支え合いを行います。
- 子育て支援の人材育成を行います。
- 地域の伝統文化や地域行事などに参加し、顔見知りの輪を広げます。
- 児童相談所、保健センター、保育園、学校等や地域との連携とネットワークづくりに努めます。
- 地域で子育てにかかわる活動を行っている団体「子育て支援団体ネットワーク会議」で情報の共有を行い、連携を強化していきます。

個別事業

子育て支援センター事業の展開

子育て中の親子が安心して過ごす場、子育て相談の場等として利用されています。また、高齢者や地域の人たちとの交流を通じて、子育てを支援します。

子育てサークル等の拡充

親子を対象に、子育てにかかわる活動を実施します。

2 子育て家庭への支援体制の充実

① 各種相談機能・情報提供体制の充実

子育て家庭の子育てに関する不安や悩み、不十分な知識・情報は、子育てをする上で大きな障害となります。子どもの健康に関する悩みについて、子どもの登園・登校拒否や非行、虐待等に対する不安について、障害のある子どもやひとり親家庭等に対する支援について等、子育て家庭が抱える問題は多岐にわたり、それぞれの家庭状況や子どもの様子によって解決策が変わってくることもあります。

このような相談ニーズに対応するために、電話相談を受け付ける等の相談体制の多様化、相談窓口担当者の知識の向上、医療や福祉分野との連携強化、プライバシー保護の厳守等に努めることで、安心して相談ができ、解決に向けて動くことができる相談体制としていきます。

また、様々な媒体を通じ、相談窓口についての情報はもちろんのこと、子育てに関する教室や子どもとともに参加できるイベントの開催情報や、子どもの月齢や年齢に応じた情報等、子育てをする上で便利な情報の提供にも力を入れていきます。

具体的な施策・取り組み

- 専門機関への紹介、子どもたちへの「声かけ」や「対話」を通して、「相談」につながる指導や、必要に応じた児童福祉施設への入所等の相談・支援事業を行います。
- 問題行動の早期発見や適切な助言に努めます。

個別事業

児童虐待に関する相談

児童虐待の被害に遭ったり、児童虐待と思われる事例を目にしたりした際に相談を受け付け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

障害児療育相談

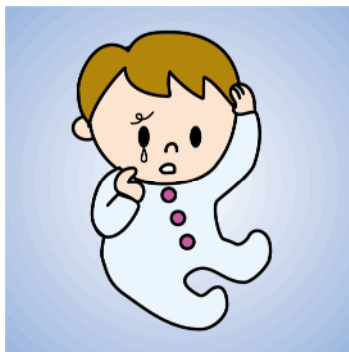
障害のある子どもの地域での生活を支援するために、本人または家族からの相談に応じます。

教育相談

幼児・児童・生徒及び保護者の悩み及びいじめや不登校等の問題に対して相談に応じ、心の健康の維持・増進に努めます。

児童家庭相談

子育て相談、児童虐待、保育園や学校のこと、不登校など子どもにかかわる相談を電話や面接で受け付けます。



② 子育て家庭への経済的支援の推進

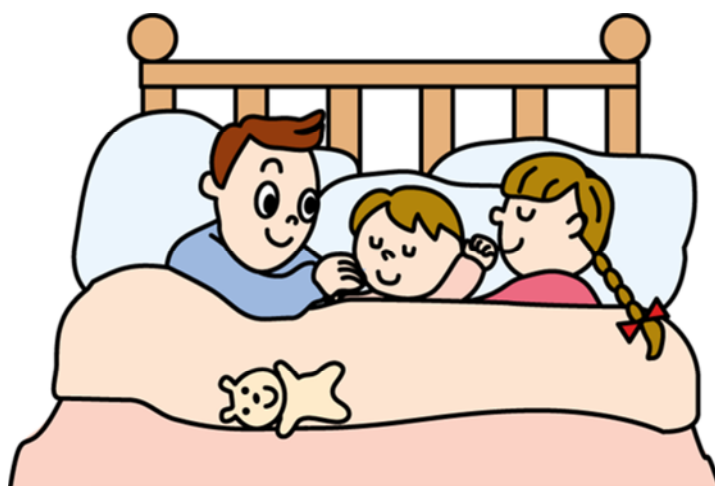
平成22年に実施された第14回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）によると、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が約6割と最も多くなっています。このように、子育てには多額の費用がかかるため、子どもは欲しいが産まない、増やさない家庭が増えています。

一方で、子どもは産んだが、経済的に苦しいという人もいると思われます。万が一、経済的に苦しいことが理由で子どもに必要な教育や医療を受けさせることができなかつたり、十分な食事（栄養）を与えることができなかつたりするならば、これは子どもの健やかな成長を妨げる大きな障壁となります。

そのため、本町では、保育料の軽減や就学援助等といった目的がはっきりした経済的支援をはじめ、誕生祝金や児童手当といった子どもの成長のために利用されることを目的とした経済的支援、子育て応援カード事業といった地域ぐるみで子育て支援等を実施しています。また、各経済的支援の適正な利用を呼び掛けていきます。

具体的な施策・取り組み

- 乳幼児等医療費の助成、保育園利用料の軽減等をはじめ、各種制度を実施します。
- 児童手当を支給します。
- 子育てにかかわる社会保障制度を充実します。



個別事業

児童手当

次代を担う子どもの成長及び発達に資することを目的に支給されます。

助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。

保育園の保育料軽減

子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育料を国の徴収金基準額より低額に設定します。

乳幼児等医療費助成

乳幼児等に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

私学助成

幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部を助成します。

就学援助

学校教育法第25条に基づき、経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

奨学金

向上心を有しながら、経済的事情により、高等学校、大学等に就学が困難な方に奨学金の貸与を行います。

誕生祝金支給事業

次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、これからの健やかな成長を願い、子育て支援を目的に誕生祝金を支給します。

子育て応援カード事業

子育てを行う保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、地域社会において子育てを支援します。今後は、新規登録事業者の募集とサービス内容の充実に努めます。

病児・病後児保育補助金交付事業

諏訪地域の公立病児・病後児施設を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減し、健康の保持と増進を図ることを目的に、施設利用料を助成します。

ファミリー・サポート事業

育児の手助けができる人（援助会員）と育児の手助けが必要な人（依頼会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助け（援助活動）を行える援助会員を紹介します。

ブックスタート事業（ファーストブック、セカンドブック）

絵本を介して親子のコミュニケーション、望ましい親子関係が育まれるよう、赤ちゃんに保護者に絵本をプレゼントします。

3 要保護児童への支援体制の充実

① ひとり親家庭の自立支援の推進

現代では、様々な理由により、ひとり親家庭で子育てを行っている人が増加しています。祖父母や友人・知人からの支援を受けられることもあるかと思いますが、中にはそのような支援を一切受けることができない家庭もあることを忘れてはいけません。

特に母親のみのひとり親家庭では、ひとり親を理由に安定した就労が難しいことが多く、経済的に困窮することも少なくありません。また、就労と家事・子育てをすべて1人で行わなくてはならないため、結果的に子どもと過ごす時間が短くなるという問題もあります。また、子育てを含む家庭における責任をすべて負うことによるストレスも多大なものとなると考えられます。

このように、ひとり親ならではの不安も多数みられることから、ひとり親同士が話し合える場や相談できる場を提供するとともに、不安や問題を解決するための直接的な支援も必要となります。

具体的な施策・取り組み

就労の支援

- 母子・父子家庭を対象とした各種技術取得を支援します。
- ハローワーク等の就労情報を提供します。

子育て支援事業の充実

- 同じ環境の親同士の交流を図るなどの機会を設け、悩みや不安を話し合える仲間づくりを行います。
- 福祉施策の充実・関係機関との連携を行います。

地域等の協力

- 子育て情報の交換や提供の機会を設けます。
- 子どもが安全に過ごせるよう、地域全体で見守ります。



個別事業

児童扶養手当給付事業

児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。児童が満18歳に到達した年度末まで支給します。

福祉医療費助成

ひとり親家庭等の母と子、父と子、父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成します。

ひとり親世帯等の児童激励金

母子世帯等の児童が健全に育成されるよう、激励するための年金「激励金」を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

ひとり親家庭日常生活支援事業

母子・父子家庭及び寡婦が、自立促進のために必要な事由や疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合に、その生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図ります。

- ・母子生活支援施設の利用…生活上のさまざまな問題のため、子供の養育が十分できない場合に、お母さんと子供と一緒に利用できます。

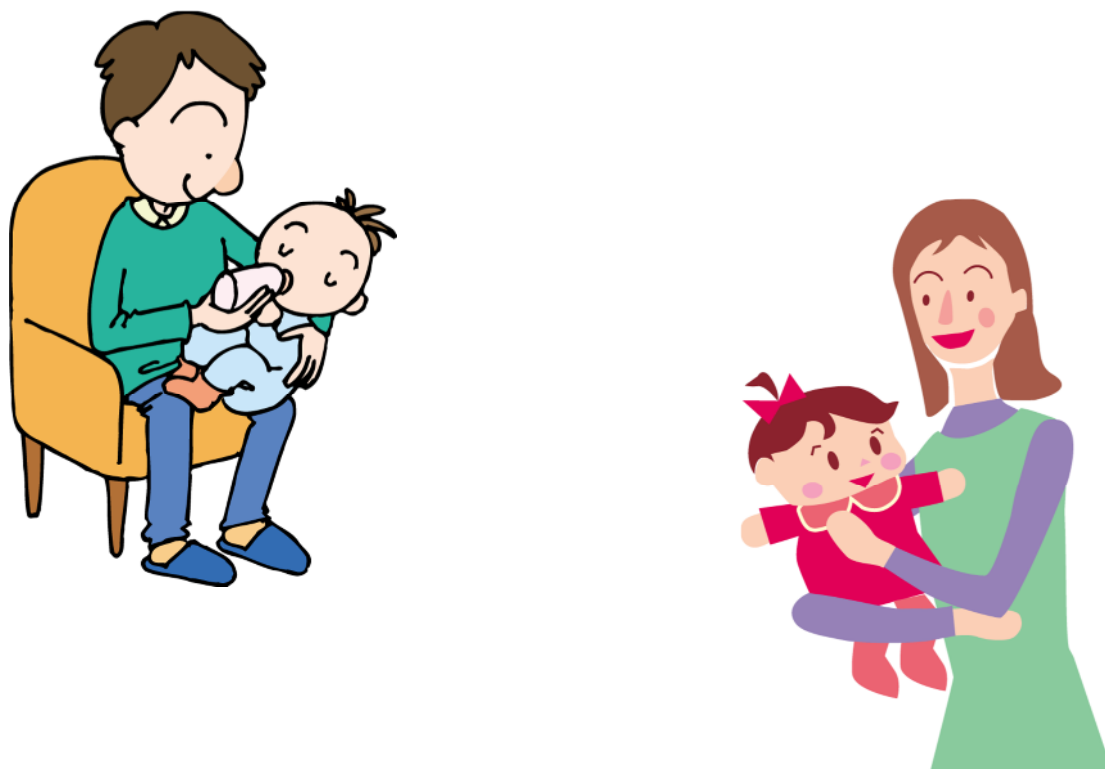
女性保護事業

DV防止及びDV被害者支援のため、迅速、的確に保護救済を図り、自立を支援します。

- ・相談等…相談センター又は福祉事務所の相談員が諸問題について相談及び助言を実施
- ・一時保護…県の一時保護施設でDV被害者等の一時保護を行います。
- ・施設入所…長期入所が必要な場合は、保護施設への入所切替、自立に向けて支援します。
- ・DV被害者緊急避難支援事業…DV被害者が緊急に避難する必要がある場合等に、県が確保した身近で安全な施設に短期避難を行います。（概ね5日以内）

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉を推進することを目的として必要な資金を貸し付けます。



② 発達の遅れや障害のある子どもへの支援

すべての子どもが将来社会の一員として自立した生活を送れることを目標に、発達の遅れや障害のある子どもに対しても、個々のケースに応じたきめ細かな対応を行うことが求められています。また、各種健康診査や相談事業を通じて、発達の遅れや障害となりそうな症状を把握し、早期に療育を開始できる体制を整えます。

親の立場としては、子どもの発達の遅れや障害について、不安なことも多くあるかと思えます。そのため、専門的なことも相談できる体制を整えることで、親が極度のストレスや不安を感じないように、さらにはそれが子どもの虐待へとつながらないように取り組んでいきます。

また、本町は「せせらぎ園」（心身障害児等通園訓練施設）、「おはなしの広場」（言語障害児等通所訓練施設）を運営し、心身やことばの発達に遅れがみられる低年齢児や児童の支援に取り組んでいます。

具体的な施策・取り組み

相談支援体制の充実

- 乳児健診等による発達の遅れや障害の早期発見に努めます。
- 専門医等による療育相談を実施します。
- 療育教室を開催します。
- 関係機関の連携による一体的な支援体制の確立に努めます。

福祉事業の充実

- 各種制度の充実と情報提供を行います。
- 社会参加や自立に向けた取り組みの啓発と支援を行います。

児童虐待の防止

- 悩みや不安を話せる相談体制を充実します。
- 関係機関の連携により支援します。



個別事業

障害児介護給付支援

日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護などの日常生活の支援を行います。

障害児療育支援

在宅の障害のある子どもの生活を支援するため、相談や療育指導が受けられるよう、各種福祉サービスの提供や調整を行います。

障害児療育相談（再掲）

障害のある子どもの地域での生活を支援するために、本人または家族からの相談に応じます。

障害児福祉手当

在宅の重度障害のある子どもに対し、負担の一助として手当を支給します。

特別児童扶養手当

精神や身体に障害のある子どもを監護する父もしくは母などに手当を支給します。

日常生活用具給付

日常生活を容易にするための生活用具を給付します。

障害児保育

保育園の集団保育の中で成長発達の促進を図ります。

心身障害児等通園訓練施設（せせらぎ園）

低年齢層の障害のある子どもに対し、心身発達のための保育、訓練及び母子関係の形成を援助するための指導を行います。

言語障害児等通所訓練施設（おはなしの広場）

ことばの発達等に不安のある園児や保護者への指導を行います。

障害児学童保育

学童クラブの集団保育の中で成長発達の促進を図ります。

障害児教育の充実

心身に障害のある幼児・児童・生徒に適切な支援をし、可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談を実施します。



③ 児童虐待防止への支援

虐待による子どもの死やケガといったニュースを、昨今よく耳にするようになりました。虐待は非常に痛ましい事件であり、決して許されるべきものではありません。また、行方がわからない子どもが多く存在しているということもニュースとなり、国として早期の実態把握、所在確認が求められています。

虐待を防ぐためには、家族や保育施設、学校、その他保健・福祉・医療分野の関係者を含めた地域の見守りと気付きが大切です。虐待の裏には、子育てに関する不安やストレス、経済問題、家庭問題等あらゆる問題が隠れており、その捌け口として無抵抗の子どもが被害を受けています。日常的に子どもや親に接する人が少しの変化や異常を感じとり、適切な対処をすることで、虐待の予防や早期発見につながることに期待できます。

行政としては、妊娠期からの継続的な支援により虐待を未然に防ぐことを目標とし、親の不安を聞く場、相談する場の充実を図ります。また、定期健診や家庭訪問を通じ、子どもと親の状況を定期的に確認していきます。

具体的な施策・取り組み

- 増加する虐待問題に対応するため、「子ども人権ネットワーク会議」や「ケア会議」での取り組みを行います。
- 「子どもは地域の宝」という認識と「下諏訪町に生まれてくれてありがとう」という気持ちを込めて、地域全体で子育て家庭を支援します。
- 協賛事業所（店舗等）に提示することにより、協賛事業所独自のサービスが受けられる「子育て応援カード」、「誕生祝金」等を携えて地域の民生児童福祉委員が子どもの誕生した家庭を訪問し、直接手渡すことにより、委員と保護者が顔なじみになることで、気軽に子育てなどの悩みや不安の相談できる体制づくりを進めます。

個別事業

新生児家庭訪問

赤ちゃんの生まれた家庭、産婦の家庭を助産師・保健師が訪問します。育児や産後の体と心の悩みや不安などの相談に応じたり、赤ちゃんの健康状態を確認したり、子育て支援に関する情報を提供したりします。

家庭訪問（再掲）

それぞれの時期の発達・健康状態に応じ、家庭訪問による確認、相談を行い、健やかに過ごせるよう、支援します。

児童虐待に関する相談（再掲）

児童虐待の被害に遭ったり、児童虐待と思われる事例を目にしたりした際に相談を受け付け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

子ども人権ネットワーク会議

社会における様々な分野が相互に連携し、子どもの人権や生命の保護に取り組めます。

児童虐待に関するケア会議

地域における児童虐待のケースまたは虐待の恐れのあるケースを個別に検証し、関連機関と連携して必要な支援を行います。

子育てガイドブックの配布事業

子育てに役立つ情報や相談先を掲載した子育てガイドブックを配布し、児童虐待の原因にもなる子育ての不安や悩み、ストレスの軽減を図ります。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の社会進出が進み、子どもを親族や保育施設に預け、親が働きに出る家庭が増えています。子育てと仕事の両立について問題となっていることは、仕事が忙しく子どもと過ごす時間が減ることや職場に子育てに対する理解がなく仕事の継続が難しいこと、子どもの急な発熱の時に仕事を休むことができないこと等があり、親の仕事の都合で子どもが孤独を感じたり、子どもの生活習慣が乱れたりすることも懸念されています。

父親が働きに出て、母親が主に子育てを行っている場合でも問題はあります。働いている父親が家事・育児に非協力的であると、母親にかかる負担が重くなり、本来喜びを感じるはずの子育てがストレスになってしまうことも考えられます。子育てをストレスと感ずることで、子どもを虐待してしまうケースもみられることから、できる限り協力して家事・子育てを行う、家族で過ごす時間をもつ、周囲が早期に異常に気が付くことが必要となります。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、家庭内の協力はもちろんのこと、職場における子育てに対する理解を深めることや地域として子育て家庭を見守ること等、社会として取り組むことが大切です。

具体的な施策・取り組み

- 家事・育児に対する男性の意識を高めます。
- 様々な機会を利用した啓発や父親の子育て講座等を実施します。
- 親の子育て力の向上・父親の子育て参加を促進します。
- 親同士の交流・仲間づくり等を通して、子育て情報の交換の機会を設けます。
- 子育て講座等の開設や親子ふれあい事業等の充実を図ります。

個別事業

「働き方の見直し」セミナー等の開催

男女が協力して子育てを行うことの必要性や啓発のための場を提供していきます。

就労支援制度の普及啓発

就労したい方が就労しやすい環境づくりに努めるとともに、制度の普及啓発を図ります。



基本目標3 次世代を担う心身ともにたくましい人づくり

1 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

子どもにとって、家庭が最も小さな活動範囲であり、年齢が上がるにつれ教育・保育施設、学校、地域、社会と徐々にその幅を広げていきます。その過程で、子どもは将来社会に出る時に必要となる意識を身につけていくこととなります。

家庭でのお手伝いや友人との協力にはじまり、クラスの役割や委員会活動、ボランティアとしての活動等を通じ、徐々に子どもはまかされた役割を全うすることが重要であること、日々の生活は人々と協力することで成り立っていることを学びます。特に地域は、子どもが様々な年代の方と初めて協力する場であり、当然その責任も重くなります。しかし、子どもが地域の人々と協力し、何かを成し遂げた時には、自分が地域の一員であることを意識するようになり、地域に対する愛着が強くなると思われます。

このように、子どもは地域での生活を通じて、社会に出るための準備を行っていきます。地域として子どもを健全に育てるという意識のもと、子どもに様々な経験をさせ、地域に対する愛着含む豊かな心の醸成へとつながるよう、子どもをあたたく見守っていく必要があります。

具体的な施策・取り組み

実体験を通じて「生きる力」を培う

- ふるさとの自然・歴史・伝統資源等を活用した学習会を行います。
- 勤労体験やボランティア活動を進めます。
- 子ども自らの児童活動を進めます。

世代間交流で心豊かな感性を育む

- 地域の人たちや高齢者等の豊富な知識、知恵、経験等を学ぶ機会を提供します。
- 人のやさしさや思いやりなど、人権を尊重する心を養います。

指導者の確保、活動の場の提供

- 体験活動を支え、進めるための幅広い人材の発掘と確保に努めます。
- 自ら進んで参加したいと思う魅力ある企画・立案を行います。
- 地域の活動資源の開拓と整備を促進します。

自律・自立した生活習慣の確立

- 家族の一員として、家庭の中での役割をもつことを勧めます。
- 家庭の中で、お互いの人格を認め合い、助け合います。
- 生活のリズムを整え、生活習慣を会得させます。

地域の子ども組織の育成

- 青少年健全育成団体などの地域の子ども組織を活性化し、子ども主体の運営を進める研修会を開催したり、情報を提供したりします。

地域活動への積極参加を促す

- 子どもの意見を取り入れた地域活動の企画・立案を行います。
- 地域の歴史、文化、伝統を維持する活動への理解と意義を深める学習機会を提供します。
- ふるさとの良さを学び、生かす機会を提供します。

国際感覚を身につける

- 国際化社会に対応し、異文化への理解を深め、国際的な視野を広めます。

個別事業

世代間交流事業

異なる世代との交流を通じて、高齢者のもつ知識を学んだり、思いやりの心を養ったりする機会を設けます。

異文化交流事業

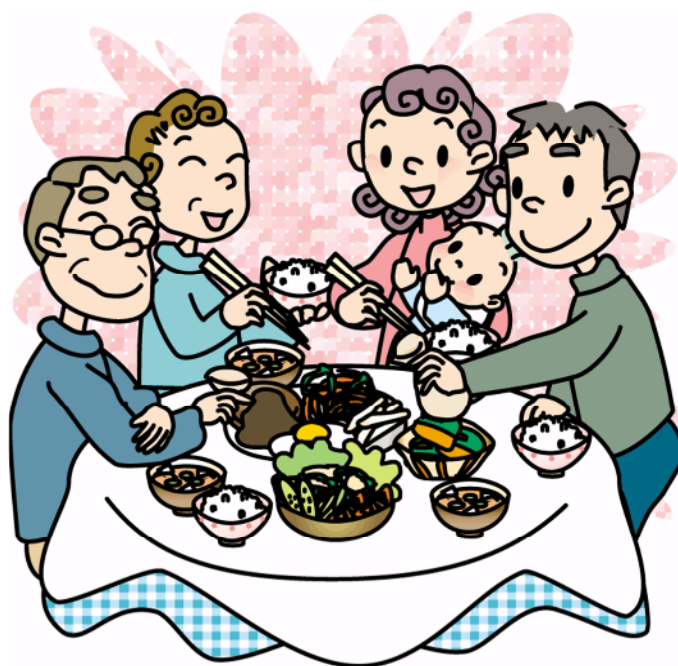
保育園児（年長・年中児）が、えいごあそびの中で外国人と触れ合い、異文化への関心を高めながら、国際的感覚を身につけていきます。

地域連携事業

児童及び生徒の交流や育成、地域との連携や活性化につなげる活動を通じて、青少年の健全育成を推進します。

中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実

乳幼児とふれあう機会を増やし、将来の親となるための体験をします。



2 家庭や地域の教育力の向上への支援

子どもの主な活動の場である家庭や学校、地域には、子どもの健やかな成長のため、それぞれに子どもに対する役割があります。また、それぞれが子どもの成長に対して責任をもち、常に連携を取りながら子どもを見守っていく必要があります。

特に就学後、子どもは校内外を問わず様々な活動を行う機会が増えることから、親の見守り範囲外を超えた活動にも精力的に取り組んでいくこととなります。結果、学校や地域で過ごす時間は格段に増え、学校や地域における子どもの見守りの必要性は益々高まることとなります。

また、就労している親にとっては、地域の中で子どもが安全に過ごせる場所があるという事は心強いことでもあります。親の仕事と子育ての両立を支援するためにも、地域が子どもを育てるという意識を高め、地域全体で子どもをあたたかかく見守ることが求められています。すべての就学児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うための「放課後子ども総合プラン」に取り組みます。

具体的な施策・取り組み

地域に子どもの居場所をつくろう

- 学校の体育施設、図書館、空教室等を開放します。
- 各区分館の協力により身近な地区公民館などの開放や遊び場を整備します。
- 子どもを主体とした公民館活動を推進します。
- 学童クラブと放課後子ども教室の一体型の実施を推進します。

地域の子どもをみんなで温かく見守ろう

- 地域の子どもと積極的にかかわり、気軽に声をかけるよう、努めます。
- 地域の伝統文化や地域行事などを子どもたちに伝承します。
- 地域の子どもは地域で育てると意識の啓蒙を行います。
- 高齢者や地域の人たちと子どものふれあいの場を提供します。

安心安全な施設の拡充

- 地域の子育て支援機能を整備し、支援体制の充実強化を図ります。

個別事業

青少年体育団体への支援

子どもの心身の健やかな成長を促すために、青少年体育団体への支援を行います。

児童の居場所づくり推進員会「みんなの遊び場」

地域住民の参加と協力のもと、子どもが安心して集える安全な居場所づくりを推進します。

学童クラブ（再掲）

学校の放課後等、保護者の就労等の理由により、昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を図ります。

放課後子ども教室

小学校の放課後、児童に安心・安全な居場所を設け、地域住民とともに子どもたちの要望を取り入れながら運動やものづくり、伝統、文化にふれる活動を行い、児童の健全育成に努めます。

スポーツ教室

小、中学生対象に体力向上を目指し、陸上、ニュースポーツ等を実施します。

3 魅力ある学校教育の推進

学校教育の場は、学問的な知識だけでなく、人間関係や集団生活、社会のルール等を子どもが学ぶ場であり、小・中学校の義務教育の9年間に子どもは大きく成長します。この頃は、人格形成にも強く影響する時期であることをふまえると、学校教育は将来の子どもの姿を見据えたものでなければならないとも言えます。

小・中学校における基礎的な学力・知識は、子どもが希望をもち、夢を実現するためにはとても重要な要素であり、確実に定着させておきたい力です。また、この時期に班、クラス、学年、学校、地域といった様々な単位での集団生活で学ぶ人間関係や社会のルールは、将来社会の一員としての責務を果たすためには必ず求められることでもあります。

この他にも、体育の授業等による基礎体力づくり、鑑賞等による豊かな心の醸成、給食等による食育、高齢者・障害者とのふれあい等の福祉教育、清掃活動等のボランティア活動等、様々な分野から子どもの将来を見据えた学校教育を提供していきます。

具体的な施策・取り組み

- 地域の人材の活用、校外学習を実践します。
- 作業体験、就職体験、自然体験、文化体験の機会を設けます。
- 教育目標の達成に努めます。
- 生徒の培った良い校風を伝承していきます。

個別事業

地域と学校の連携

地域の公民館、PTA、学校等が連携し、子育てのあり方について学習します。

給食での地元食材の活用

地産地消の観点から提供可能なものについては、地元食材を使用します。

教育内容の充実

善悪の判断等、心の教育を充実させ、基礎的・基本的な内容の定着を図る学力向上と地域の文化・歴史・自然等を生かした特色ある教育に取り組みます。

教職員の資質向上

教職員の実践的指導力の向上を図る各種研修の充実に努めます。

教育相談（再掲）

幼児・児童・生徒及び保護者の悩み及びいじめや不登校等の問題に対して相談に応じ、心の健康の維持・増進に努めます。



4 思春期の心と身体健康づくり

思春期は、身体の成長が著しい一方、心は様々な悩みや葛藤を何度も乗り越えながら、ゆっくりと成長していく時期になります。この成長速度の違いにより、未熟な心が、飲酒・喫煙、薬物の乱用、妊娠・性感染症、過度なダイエット、不登校、引きこもり等の問題を引き起こすことも多くあります。いずれ心の成長が身体の成長に追いつけば、これら思春期特有の問題を自分で解決できるようになることもありますが、中には健康に直結する問題や自身での解決が難しい問題等、早期に解決しなければならない深刻な問題もあり、周囲の大人たちが子どもを正しい方向へ導いていく必要があります。

防止策としては、幼い頃から子どもに正しい知識や自制心を身につけさせ、このような問題を起こさせないことが第一です。しかし、思春期の子どもは少なからず悩みや不安、葛藤があり、それらを解決できないことに対する苛立ちやストレスにより、正しくない行為だと認識しながらも非行にはしることも少なくありません。

そのため、家庭、学校、地域の大人たちは、子どもに何度も知識を言い聞かせたり、非行を咎めたりするだけでなく、子どもの話を聞き、抱えている問題を一緒に解決していく姿勢で思春期の子どもを支えていかなければなりません。また、家庭問題や交友関係、進路、いじめ等に関する相談にも対応できるよう、相談先として家族や学校関係者だけでなく、第三者の相談窓口があるということも周知していく必要があります。

具体的な施策・取り組み

思春期保健の充実

- 思春期の保健指導や教育の充実を図り、性や性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。
- 喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた指導や教育を行います。

豊かな家庭生活の創造

- 望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成を行います。
- 家族みんなで支え合う子育てを推進します。
- 早寝早起き等の習慣づくりを推進します。
- 子どもを含めた近所付き合いを推進します。

相談体制の充実

- 各種相談、カウンセリング体制づくりを行います。

個別事業

なんでも相談室設置事業

思春期の子どもの不安や悩みを相談できる場として、なんでも相談室を設置していきます。

心の教室相談事業

思春期の子どもの不安や悩みを相談できる場として、心の教室相談員を各学校に配置します。

性に関する啓発等の教育

性に関する諸問題が低年齢化しているため、より一層、啓発に努めます。

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

1 快適な生活環境の整備

すべての人々にとって、生活を営む場が快適であれば生活の質も高まります。例えば、段差のない歩きやすい歩道や車道と分離された歩道を整備することで、子どもやベビーカーを押して歩く人だけでなく、高齢者や障害のある人にとっても外出しやすい生活道路となります。また、バス停にベンチを設置したり、駅にエスカレーター・エレベーターを設置したりすることも、公共交通機関を利用した外出を支援することにもつながります。

子どもや子育て家庭にとって、子どもに様々な経験をさせるために、緑の多い公園や放課後等に利用できる教育施設（体育館等）、図書館等の学習施設といった子どもが自由に遊んだり学んだりすることができる場所があるということも重要です。また、これら施設の充実、子どもや子育て家庭以外にとっても運動や学習機会の充実になります。

このように生活環境の整備は、すべての人々に影響する事案であり、中には歩道・道路のように直接日々の安全にもかかわってくる分野もあります。地域で質の高い生活を送ることができるよう、優先順位の高いものから徐々に整備をし、生活環境がより快適になるように努めていきます。

具体的な施策・取り組み

- 子どもたちが参加しやすいイベントなどを企画します。
- 地域の住民同士の助け合い、支え合いを推進します。
- 地域ぐるみの子どもへの声かけ、見守りを行います。
- 有害自販機など、青少年に好ましくない環境の浄化に努めます。

個別事業

空き家バンク情報の活用

子どもとその家族が安心して生活できる場の確保のために、空き家バンク情報の有効な活用に努めます。

公園緑地の整備

子どもたちが利用しやすく、楽しめる、また、幅広い年齢層に対応できる公園の整備を行います。

教育施設・設備の整備・充実

充実した教育活動が展開できるよう施設・設備の整備充実に努めます。また、障害のある子どもが安心して保育、教育を受けることができるよう、必要に応じて施設等の整備に努めます。

環境の浄化活動

夜間パトロール等を実施し、環境の浄化に取り組みます。

2 子どもの安心・安全の確保

子どもが事故や事件に巻き込まれたというニュースを多く耳にするようになりました。子どもが安心・安全に生活するためには、一人ひとりがルールを厳守すること、子育て家庭以外も含めた地域が一丸となって子どもを見守っていくことを徹底する必要があります。

すべての人々が交通ルールに則って生活をすれば、頻発する交通事故を減少させることができます。また、犯罪に巻き込まれないためには、普段から子どもに対し不審者や不審車両に近づかないことや暗くなる前に帰宅すること等を言い聞かせておく必要があります。地域としては、定期的にパトロールを行ったり、暗い道に街灯を設置したりする等、地域として犯罪を起こさせないという意識を向上させることが大切です。

地域においては、酒やたばこ、その他子どもに有害な商品が販売されています。これらは子どもに与えるべきものでないと法で規制されており、販売者は陳列方法や販売方法（年齢確認等）を検討し、これら有害な商品が子どもの手に渡らないような対策を実行しなくてはなりません。また、実効性のある児童の健全育成活動の推進のためには、学校や警察とも連携していく必要があります。

さらに、地震等の自然災害時に子どもを安全な場所まで避難させるためには、事前から繰り返し避難訓練を行うことが大切です。日頃から子どもと一緒に避難場所を確認したり、災害時における保育施設や学校の対応を確認したりしておくことが、万が一の時に役立ちます。

具体的な施策・取り組み

- 子育ての相談や講座を充実します。
- 親同士の交流、仲間づくりを進めるため、ふれあい事業等を実施します。
- 子どもの虐待に気づいたら、地域・行政が連携をとり、虐待防止に努めます。
- 地域の行事への積極的な参加を推進します。
- 子どもの権利条約の周知活動を行います。
- 居住地域で家族を通じた交流を促進します。
- 必要な相談機関、人材、チームを紹介します。
- 公的機関において情報の共有を図ります。
- 学校生活での必要な交流と観察を行います。
- 地域における防犯活動の啓発と強化に努めます。
- 地域ぐるみの子どもへの声かけや見守りを行い、居住地域の安全点検活動を推進します。
- 防犯施設の住民管理と補助金制度の充実に努めます。



個別事業

児童家庭相談（再掲）

子育て相談、児童虐待、保育園や学校のこと、不登校など子どもにかかわる相談を電話や面接で受け付けます。

青少年健全育成事業

「親子ふれあい講演会」、「ジュニアリーダー研修会」等を実施して、青少年の健全育成に努めます。

交通安全教室

警察、交通安全推進協議会などの協力を得て、交通ルールを学ぶ機会を設けます。

避難訓練教室

災害発生時における避難経路などの確認のために、定期的に避難訓練を実施します。

交通安全施設整備

カーブミラーやガードレールの設置など、危険な箇所を優先的に整備していきます。

防犯体制の整備

児童、生徒等の安全の確保のため、地域住民や関連機関との連携をとりながら、防犯体制の整備に努めます。

防犯灯整備・設置促進

地域の安全の確保と安心できる地域の実現を目指すため、防犯灯を設置します。

街頭補導事業

少年の非行防止を目的として、年間を通して街頭補導を実施します。

地域安全パトロール

地域住民と連携して、子どもを事故や犯罪から守るために、パトロールを実施します。

地域との連携、保育園・小学校・中学校の連携

地域や家庭と連携・協力し、開かれた学校づくりを一層促進するとともに、保育園・小学校・中学校が一貫した教育を提供できるよう、連携します。



3 子育て男女相互協力への啓発

昔の意識では、男性（父）は仕事、女性（母）は家事・育児といった役割分担でしたが、共働きが多い現代において、女性（母）に仕事・家事・育児のすべてを任せるわけにはいきません。仕事の状況や体調等によって、父母で家事・育児を分担・協力し、母親ばかりに負担を課さないよう努めていく必要があります。

共働きの増加や男女共同参画の推進に伴い、以前よりは家庭内において父親の協力も得られるようにはなりましたが、子どもの発熱等の急な対応に関しては、未だ母親の比重が重くなっています。（ニーズ調査（就学前）：子どもの急な発熱等の時、仕事を休んで子どもをみた→母親 78.1%、父親 15.3%）家事・育児は女性（母）がするべきという意識が根強く存在している限り、父親が休むためには本人の協力意識だけではなく、職場の理解も必要になります。つまり、父親がスムーズに家事・育児に参加できる環境を整えるためには、本人の意識を変えることに加え、社会としても根強い意識を変えていかなければならないということです。

昔からの意識を変え、性別による役割分担をなくし、父母がともに協力しながら子育てをするということは、子どもの成長という喜びや子育ての楽しさを共有することができるということであり、少子化が進む今とても大きな意味をもつと思われま

具体的な施策・取り組み

男女共同参画社会推進のための啓発

- 家事・育児に対する男性の意識を高めます。
- 様々な機会を利用した啓発や父親の子育て講座等を実施します。

子ども・子育てに関する講座の開設

- 親の子育て力の向上・父親の子育て参加を促進します。
- 親同士の交流・仲間づくり等を通して、子育て情報の交換の機会を設けます。
- 子育て講座等の開設や親子ふれあい事業等の充実を図ります。

個別事業

「働き方の見直し」セミナー等の開催（再掲）

男女が協力して子育てを行うことの必要性や啓発のための場を提供していきます。

就労支援制度の普及啓発（再掲）

就労したい方が就労しやすい環境づくりに努めるとともに、制度の普及啓発を図ります。



第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

幼児期の学校教育・保育事業 及び 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

【区域設定の考え方】

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

【下諏訪町における教育・保育提供区域】

上記の考え方を踏まえ、下諏訪町では、教育・保育提供区域を、町内全域（1区域）に設定します。ただし、学童クラブは2つの小学校別に実施されていますので、学童クラブのみ小学校区（2区域）を提供区域に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、町内全域（1区域）に設定します。

教育・保育提供区域 地域子ども・子育て支援事業提供区域
下諏訪町内全域 (ただし、学童クラブのみ小学校区)

2 幼児期の学校教育・保育事業

【量の見込み設定についての考え方】

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

【教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策】

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設 及び 地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

(1) 教育事業 (1号認定・2号認定 (教育))

【対象】

1号認定の3～5歳児及び2号認定(保育の必要性あり)の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分(幼稚園、認定こども園)

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	52(町外)	54	52	49	47	46
1号認定		44	42	40	38	37
2号認定 (教育ニーズ)		10	10	9	9	9
確保の内容	特定教育・保育		0	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園		0	0	0	0
差(-)		54	52	49	47	46

【量の確保方策】

町内に施設がないため、他市町村と連携を図りながら、確保をしていきます。

【参考】 特定教育・保育(幼稚園)

認定	市町村	量の見込み=確保の内容				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号	岡谷市	33人	32人	31人	29人	29人
	諏訪市	11人	10人	9人	9人	8人
2号	岡谷市	8人	8人	7人	7人	7人
	諏訪市	2人	2人	2人	2人	2人

※岡谷市3園:ヤコブ幼稚園、岡谷聖母幼稚園、たちばな幼稚園
 諏訪市1園:諏訪聖母幼稚園

(2) 保育事業（2号認定（保育））

【対象】

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育園、認定こども園）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (必要利用定員総数)		429	397	379	360	345	333
確保 の 内容	特定教育・保育		400	400	400	400	400
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(-)			3	21	40	55	67

【量の確保方策】

平成25年度時点で特定教育・保育施設（保育園）は町内に3園あり、利用実績は429人となっています。

量の見込みのピークである平成27年度の必要利用定員総数397人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

【参考】 特定教育・保育（受入人数） ※下諏訪町の基準により算出

1クラスあたり	年少 15人	年中 25人	年長 25人	計
さくら	3クラス 40人	2クラス 50人	2クラス 50人	140人
とがわ	2クラス 30人	2クラス 50人	2クラス 50人	130人
みずべ	2クラス 30人	2クラス 50人	2クラス 50人	130人
計				400人

【参考】 認可外保育施設（事業所内保育）

事業所名	定員
諏訪マタニティークリニック	0人(3歳以上児は対象外のため)
グレイスフル下諏訪	〃

(3) 3号認定<0~2歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (必要利用定員総数)		66	108	105	101	98	93
	0歳児	13	19	19	18	17	16
	1・2歳児	53	89	86	83	81	77
確保の内容	特定教育・保育		100	100	100	100	100
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		5	5	5	5	5
差(-)			3	0	4	7	12

【量の確保方策】

平成25年度時点で特定教育・保育施設（保育園）は町内に3園あり、0～2歳児の利用実績は66名となっています。

計画期間を通して、見込み量が現在の利用定員を上回るため、平成27年度に未満児室の増設及び職員の増員を実施し、0～2歳の定員を増やします。

【参考】特定教育・保育（受入人数） ※職員の配置と最低基準により算出

年齢	最低基準	さくら	とがわ	みずべ	計
0歳	2：1	4人	4人	4人	12人
1歳	4：1	13人	13人	13人	39人
2歳	6：1	13人	18人	18人	49人
計					100人

【参考】認可外保育施設（事業所内保育）

年齢	諏訪マタニティクリニック	グレイスフル下諏訪	計
0歳	1人	0人	1人
1歳	1人	1人	2人
2歳	1人	1人	2人
計			5人

※参考 各事業所内保育の定員 諏訪マタニティクリニック14人、グレイスフル下諏訪10人

3 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業内容】

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	34	41	39	38	36	35
確保の内容		90	90	90	90	90
差(-)		49	51	52	54	55

【量の確保方策】

平成25年度時点、町内の保育園にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成27年度の必要利用人数41人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

【参考】

- ・保育短時間（8時間）以上開所
各園で30人分を確保しているため、3園で90人分を確保している。
- ・保育標準時間（11時間）以上開所
保育園開所時間が7:30～18:30の11時間が最長のため、時間外は対象とならない。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

【量の見込みと確保の内容】

【南小学校】 (単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	80	83	82	80	76	74
低学年	80	66	66	64	60	58
高学年	-	17	16	16	16	16
確保の内容		120	120	120	120	120
差(-)		37	38	40	44	46

【北小学校】 (単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	59	51	50	49	47	45
低学年	59	42	41	40	38	36
高学年	-	9	9	9	9	9
確保の内容		120	120	120	120	120
差(-)		69	70	71	73	75

【量の確保方策】

平成25年度時点、町内の各小学校（2校）で当該事業を実施しています。

平成27年度からは、国の基準により対象者を小学校6年生まで拡大します。

なお、各学童クラブに定員を設けて利用者数を管理しますが、現在の学童クラブでは利用人数が過剰状態のため、新たに第2学童クラブを設置して対応していきます。

また、全校児童を対象とした放課後子ども教室との一体型の運営は、共通プログラムの企画段階から学童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容等を検討できるよう定期的な打合せの場を設けるとともに、運営委員会において運営状況等について定期的に協議を行っていきます。平成31年度の整備計画を町内の小学校（2校）での設置とし、引き続き実施していきます。

【参考】利用定員

南小学校	定員	北小学校	定員
第1学童クラブ	60人	第1学童クラブ	60人
第2学童クラブ	60人	第2学童クラブ	60人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業内容】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0	32	30	29	28	27
確保の内容		32	30	29	28	27
差(-)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点、当該事業の実績はありません。

利用希望があった時は、町内に施設がないため、諏訪児童相談所に相談し、一時保護の活用等で対応します。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てふれあいセンター）

【事業内容】

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行ったりする事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	10,044	16,032	15,492	15,072	14,496	13,992
確保の内容		16,032	15,492	15,072	14,496	13,992
差(-)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度の子育てふれあいセンター事業の実績は10,044人日/年となっています。

具体的な事業を開催する際は、企画段階で希望者（参加者）を集約して実施していきます。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育園等で実施しています。

①幼稚園（在園児対象型）の一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	—	1,572	1,502	1,425	1,367	1,321
1号認定		15	14	13	13	12
2号認定		1,557	1,488	1,412	1,354	1,309
確保の内容		0	0	0	0	0
差(-)		1,572	1,502	1,425	1,367	1,321

【量の確保方策】

平成25年度時点、町内には特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）はなく、他市町村へ通っている状況です。

町内に施設がないため、他市町村と連携を図りながら、確保をしていきます。

【参考】 幼稚園

認定	市町村	量の見込み				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号	岡谷市	11人	10人	10人	10人	9人
	諏訪市	4人	4人	3人	3人	3人
2号	岡谷市	1,167人	1,116人	1,059人	1,015人	981人
	諏訪市	390人	372人	353人	339人	328人

※岡谷市3園：ヤコブ幼稚園、岡谷聖母幼稚園、たちばな幼稚園

諏訪市1園：諏訪聖母幼稚園

※在園児を対象とした事業であるため、全員の受け入れが可能です。

②（在園児対象型を除く）一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	平成 25年度 （実績）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	666	1,068	1,026	985	946	914
確保の内容		1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
差（ - ）		12	54	95	134	166

【量の確保方策】

平成25年度時点、町内の3保育園とファミリーサポートセンターで当該事業を実施しています。

現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

【参考】確保の内容

- ・保育園 各園1日に1人、1か月で20人、12か月間で240人×3園=720人
- ・ファミサポ 1日に1人、1か月で30人、12か月間で360人 合計1,080人

（6）病児病後児保育施設を利用した病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人回）	平成 25年度 （実績）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	31	106	101	97	93	90
確保の内容		106	101	97	93	90
差（ - ）		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点、町内には委託可能な病院・施設がないため、周辺市町村の当該施設を利用した場合に、補助金を支給しています。

本計画期間においても、補助金での対応方針のため、町内での委託先の確保は行わないこととします。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（小学生）**【事業内容】**

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人回）	平成 25年度 （実績）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0
差（ - ）		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点、小学生での利用実績はありません。

アンケート結果によるニーズ自体ありませんが、ファミリーサポートセンターでの受け入れは可能であるので、利用希望者には必要に応じて対応していきます。

(8) 利用者支援事業**【事業内容】**

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業（子ども・子育て新制度において新設された事業）

【量の見込みと確保の内容】

（単位：箇所）	平成 25年度 （箇所）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	—	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0
差（ - ）		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

子育て家庭の個別ニーズの把握を含む利用者支援業務として、現在、子育てふれあいセンターにて実施しているため、専任職員の配置等、必要に応じて検討します。

(9) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦を対象に、助産師や保健師が家庭を訪問し、妊娠・出産・育児についての相談等を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	42	120	117	110	107	100
確保の内容		120	117	110	107	100
差(-)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点、健康福祉課にて当該事業を実施しています。

平成27年度以降も担当部局にて対応します。

(10) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を民生児童委員が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	125	125	120	117	110	107
確保の内容		125	120	117	110	107
差(-)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点、健康福祉課にて当該事業を実施しています。

平成27年度以降も担当部局にて対応します。

(11) 養育支援事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0	22	21	21	20	20
確保の内容		22	21	21	20	20
差(-)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成 25 年度時点、健康福祉課にて当該事業を実施しています。

平成 27 年度以降も担当部局にて対応します。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、その支援は良質かつ適切なものでなければならぬとされています。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国が定める「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校までの一貫した教育・保育の連携を推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において総合的かつ一体的な運営を促進していきます。

認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。認定こども園への移行は、保育園の設置者が判断することになりますが、利用者ニーズや施設・設備等の状況を踏まえて、適宜、検討していきます。

第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、各地区においてきめ細やかな取り組みが必要とされます。そのため、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障害児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを、事業利用者へのアンケート調査等により把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況を把握し、子ども子育て会議において評価を行い、その結果については、クローズアップしもすわ及び町ホームページ等の広報を通じて公表していきます。

資料編

下諏訪町子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日
町条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、下諏訪町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(任務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項
- (組織)

第4条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 町内の関係団体の代表者
- (5) 公募による町民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係する者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第7条の規定にかかわらず、町長が招集する。
(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年下諏訪町条例第3号）の一部を次のように改正する。〔略〕

【資料編】

下諏訪町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	一 村 幸 正	民生児童福祉委員協議会	
副会長	久保田 良 子	児童の居場所づくり推進員会	
委 員	今 井 正 樹	保育園保護者会連合会	平成 25 年度
〃	濱 義 国		平成 26 年度
〃	下 澤 まさえ	だっこの会	
〃	木 下 学	南小学校 P T A	平成 25 年度
〃	松 澤 貞 行		平成 26 年度
〃	北 澤 勝 己	北小学校 P T A	平成 25 年度
〃	竹 村 幸 治		平成 26 年度
〃	本 山 公 之	青少年健全育成協議会	
〃	山 田 明 香	主任児童委員	
〃	土 田 磯 子	学童クラブ	
〃	中 村 理枝子	子育てふれあいセンター	

下諏訪町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	内 容
平成25年11月 ～12月	下諏訪町子ども・子育て支援に関するニーズ調査
平成26年 2月 4日	第1回下諏訪町子ども・子育て会議
3月27日	第2回下諏訪町子ども・子育て会議
5月29日	第3回下諏訪町子ども・子育て会議
7月23日	第4回下諏訪町子ども・子育て会議
8月18日	第5回下諏訪町子ども・子育て会議
10月 1日	第6回下諏訪町子ども・子育て会議
12月17日	第7回下諏訪町子ども・子育て会議
12月24日 ～平成27年1月23日	下諏訪町子ども・子育て支援計画（案）パブリックコメント
平成27年 2月12日	第8回下諏訪町子ども・子育て会議
3月 5日	答申報告会

**下諏訪町 子ども・子育て支援事業計画
(平成27年度～31年度)**

平成27年3月

編集・発行：下諏訪町 教育こども課

住所：〒393-8501

長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町 4611-40 文化センター内

電話：0266 27 1111 (内線714)

URL：<http://www.town.shimosuwa.lg.jp/>

E-MAIL：kosien@town.shimosuwa.lg.jp